

北塩原村特定環境保全公共下水道事業

経営戦略

令和 7 年 2 月

北塩原村

目 次

1	経営戦略の策定について	1
1.1	経営戦略策定の趣旨	1
1.2	経営戦略の位置づけ	1
1.3	計画期間	2
2	下水道事業の概要	3
2.1	下水道事業の沿革	3
2.2	施設の概要	4
2.3	組織体制	7
2.4	地方公営企業法の適用	7
3	下水道事業の現状と課題	8
3.1	普及状況	9
3.2	施設の状況	10
3.3	職員一人当たりの処理区域内人口	13
3.4	経費回収率と汚水処理費原価	15
3.5	使用料単価・下水道使用料	17
3.6	企業債残高	18
3.7	一般会計繰入金	19
3.8	収益的収支比率（法非適用企業）	20
3.9	現状と課題のまとめ	21
4	将来の見通しについて	23
4.1	人口の予測	24
4.2	水量の予測	28
4.3	下水道使用料の見通し	30
4.4	普及状況の見通し	34
4.5	水洗化率の見通し	34
5	投資・財政計画	35
5.1	今後の施設の改築・更新予定	38
5.2	収益的収支の状況	44
5.3	資本的収支の状況	47
5.4	企業債残高の状況	48
5.5	一般会計繰入金の状況	49
5.6	汚水処理原価と経費回収率の状況	50
6	経営の基本方針	54
6.1	上位計画における下水道事業の整備方針	54

6.2	広域化・共同化計画の取組.....	55
6.3	下水道事業の経営方針.....	57
6.4	収支ギャップ解消の施策体系.....	59
6.5	取組の推進に向けたロードマップ.....	60
7	経営戦略の事後検証.....	61

1 経営戦略の策定について

1.1 経営戦略策定の趣旨

下水道は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全等、住民生活には欠かせないインフラであり、将来にわたって事業を継続し安定的なサービスの提供が求められる。

しかしながら、公共下水道事業を取り巻く社会情勢は、大規模災害の発生リスクの増大、施設の老朽化、少子高齢化、経済成長の低迷等、年々深刻化が増しており、下水道事業の経営にも大きな影響を及ぼすことが予想される。

このような中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、総務省は「公営企業の経営に当たっての留意事項について」により、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定・改定への取り組みを要請している。

当村においては、令和6年度に官庁会計から公営企業会計へ移行し、経営状況や財政状態が明確となった。本経営戦略は経営環境の変化に適切に対応し、今後も村民に下水道サービスを持続的、安定的に提供していくための指針として平成29年度に策定した経営戦略の改定を行い、より一層の経営の効率化、健全化に向けた取り組みを進めていくこととする。

1.2 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、平成29年度に策定した「第五次総合振興計画」、「北塩原村公共施設等総合管理計画」を上位計画として、事業計画及び既存施設の状況を把握し、計画的に管理する令和5年度策定の「ストックマネジメント計画」との整合を図り、今後の下水道事業における経営方針や施策の方向性を示す。

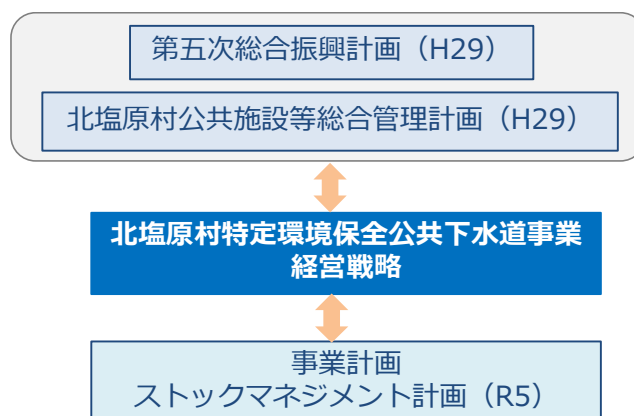


図 1-1 経営戦略の位置づけ

1.3 計画期間

経営戦略の計画期間は、令和7年度（2025）から令和16年度（2034）までの10年間とし、本経営戦略に基づき、経営基盤の強化を図る。

5年ごとに経営環境の変化や投資事業の進捗等に対して計画内容の見直しを行うこととする。

計画期間	令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）
------	-------------------------------

また、長期目標を設定するために、令和7年度（2025年度）から令和56年度（2074年度）の50年間を試算期間とし、長期間の将来試算を行う。

試算期間	令和7年度（2025年度）から令和56年度（2074年度）
------	-------------------------------

2 下水道事業の概要

2.1 下水道事業の沿革

当村の特定環境保全公共下水道事業は、平成4年3月に下水道法の事業認可を受け、同年10月から分流式による公共下水道の整備に着手した。平成9年9月から裏磐梯浄化センターの供用を開始し、平成11年3月に北山浄化センター、平成14年11月に大塩浄化センターがそれぞれ供用開始となり、順次整備を進め、令和5年度時点で下水道処理人口普及率は85.5%、水洗化率85.4%に達し概成している。

表 2-1 特定環境保全公共下水道事業の経緯

年 月	内 容
平成4年3月	裏磐梯処理区の下水道法の事業認可
平成6年10月	裏磐梯浄化センターの建設着工
平成7年3月	北山処理区の下水道法の事業認可
平成9年9月	裏磐梯浄化センターの供用開始
平成9年10月	北山浄化センターの建設着工
平成11年3月	北山浄化センターの供用開始
平成11年5月	大塩処理区の下水道法の事業認可
平成13年3月	大塩浄化センターの建設着工
平成14年11月	大塩浄化センターの供用開始

2.2 施設の概要

特定環境保全公共下水道事業は、裏磐梯処理区、北山処理区、大塩処理区の3地区で構成されている。各処理区の施設の概要を示す。

表 2-2 施設の概要

項目	裏磐梯浄化センター	北山浄化センター	大塩浄化センター
供用開始年月日	平成9年9月	平成11年3月	平成14年11月
位置	大字檜原字寺沢山	大字北山字谷地	大字大塩字土合
排除方式	分流式		
処理方式（水処理）	高度処理 OD 法+嫌気性好気活性汚泥法	OD 法	OD 法
処理方式（汚泥処理）	脱水処理	裏磐梯浄化センターに排出	
計画日最大処理水量（m ³ /日）	3,100	390	370
計画処理面積（ha）	275	67	27
計画処理人口（人）	26,430	1,400	1,840
うち観光人口（人）	25,600	—	1,010
うち常住人口（人）	830	1,400	830
処理区域内人口密度	6.07 人/ha		
施設能力・池数	1,700m ³ ×2 池	700m ³ ×1 池	550m ³ ×1 池
稼働率（%）	34.5	18.0	37.8
マンホールポンプ場数	30	2	9
管路延長（m）	59,501		

令和5年ストックマネジメント計画、事業計画、令和3年度下水道統計より

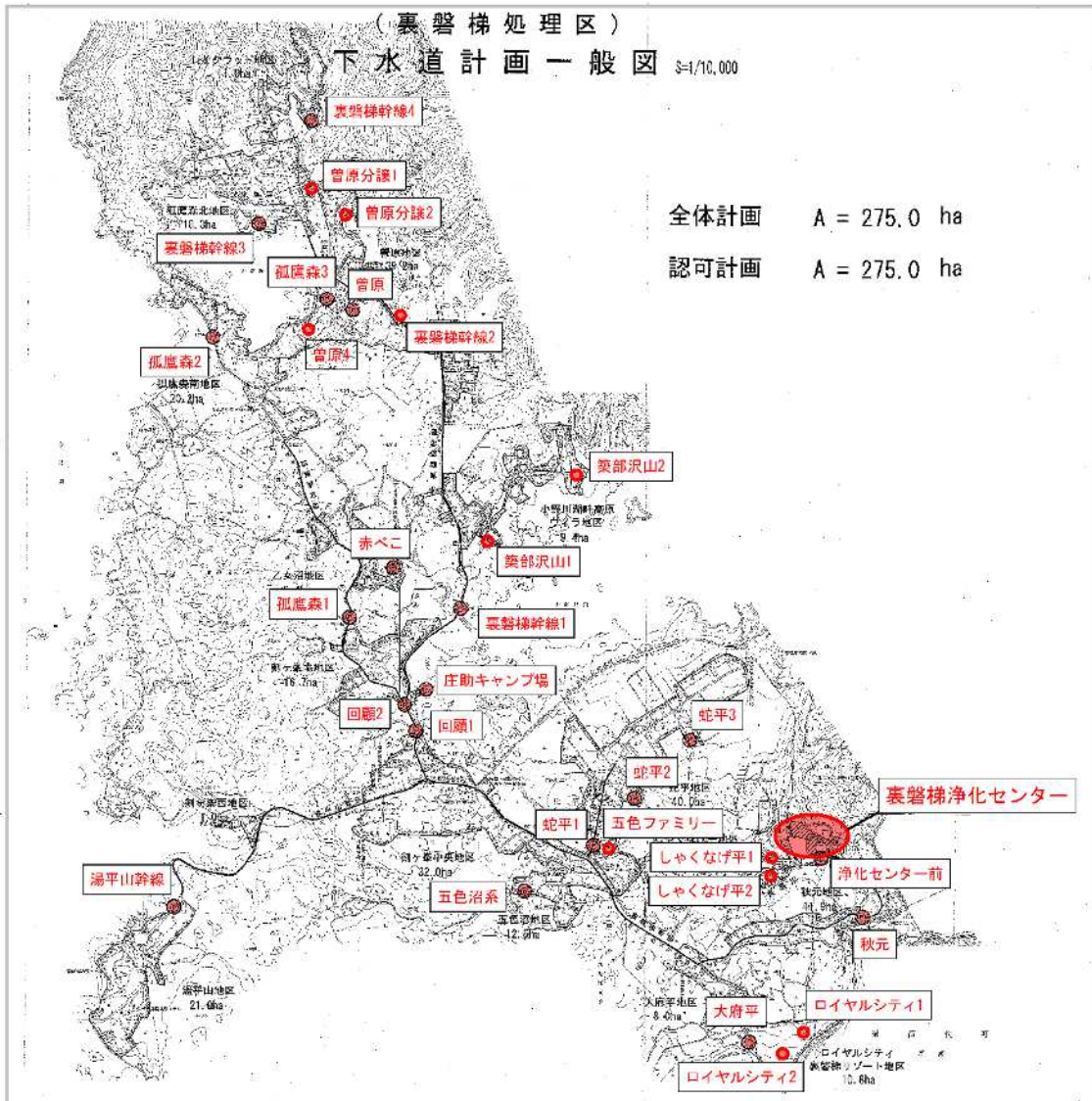


図 2-1 下水道計画一般図【裏磐梯処理区】



図 2-2 下水道計画一般図【北山処理区】

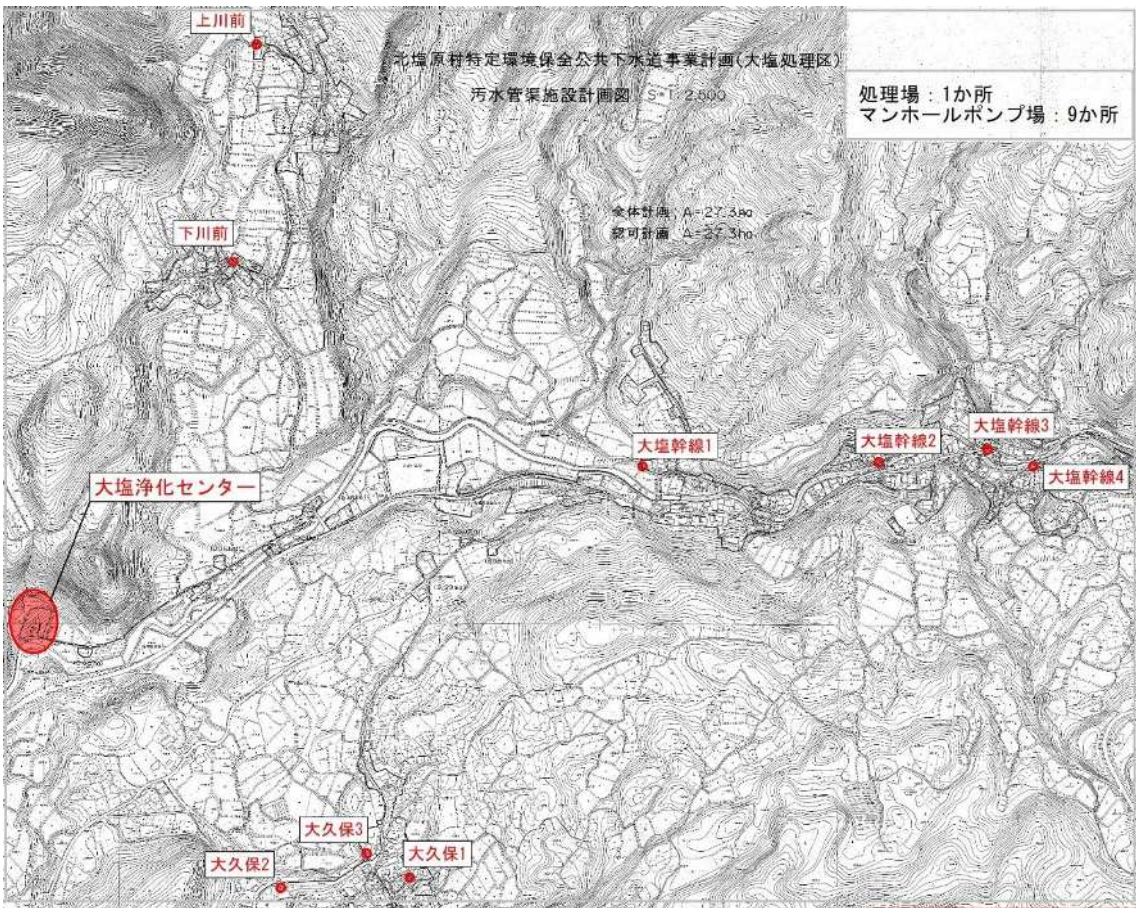


図 2-3 下水道計画一般図【大塩処理区】

下水道の管渠は、平成4年度から平成27年度まで整備を行い、総延長が約59kmである。管種は、約9割が硬質塩化ビニル管である。

耐用年数を超える管渠は、現時点ではないが、布設から30年以上経過している管渠は全体の約5%となっている。

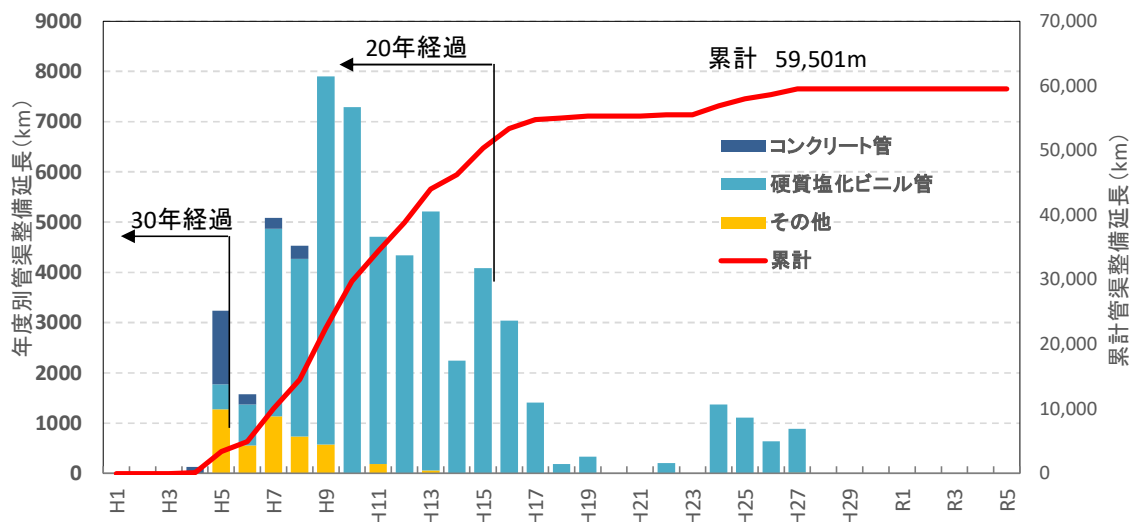


図 2-4 年度別管渠整備延長図

2.3 組織体制

下水道事業を担当する組織である建設課は、簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易排水施設事業を所管している。

組織体制は、建設課課長、建設係（職員7名）の体制であり、下水道事業は、1名で担当している。

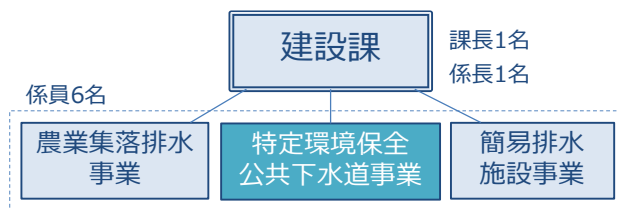


図 2-5 建設課組織体制図

2.4 地方公営企業法の適用

当村の下水道事業は、令和6年4月1日に地方公営企業法を適用済である。地方公営企業法の適用により、下水道施設の資産価値等の経営情報を正確に把握し、財政マネジメントの向上等への取り組みを進めている。

3 下水道事業の現状と課題

当村の経営状況を把握するため、供用開始後年数や処理区域内人口密度等の類似する団体と比較する（以下、類似団体）。類似団体の分類は、総務省の「令和4年度経営比較分析表」における類型区分とする。

表 3-1 令和4年度「経営比較分析表」類似団体区分
(特定環境保全公共下水道区分一覧)

供用開始後年数区分	類型区分	団体数	備考
30年以上	D1	164	
15年以上	D2	522	北塩原村
15年未満	D3	28	

出典：総務省類似団体一覧 R4

さらに「D2」区分から事業計画人口（2,000人～4,000人）及び供用開始面積（50ha以上）で処理場施設が2つ以上の同等規模の団体を抽出した。比較対象団体は、表 3-2 の 14 団体（当村含む）とする。

表 3-2 比較対象とする抽出した類似団体一覧

都道府県・団体名称	業務名称	類似団体区分	種別	水処理方式	事業計画人口(人)	供用開始面積(ha)	処理場数(箇所)
北海道 小平町	法非適用	D2	特環 単独	オキシデーションディッチ法	2,220	138	2
北海道 遠別町	法非適用	D2	特環 単独	オキシデーションディッチ法	2,350	99	2
北海道 安平町	法非適用	D2	特環 単独	オキシデーションディッチ法	2,800	143	2
青森県 外ヶ浜町	法非適用	D2	特環 単独	オキシデーションディッチ法	2,968	142	2
秋田県 湯沢市	法適用	D2	特環 単独	オキシデーションディッチ法/接触酸化法	2,493	87	4
福島県 北塩原村	法非適用	D2	特環 単独	高度処理オキシデーションディッチ法	2,290	88	3
福島県 西会津町	法適用	D2	特環 単独	オキシデーションディッチ法	3,120	92	2
栃木県 鹿沼市	法適用	D2	特環 単独	オキシデーションディッチ法/その他	2,450	101	2
新潟県 上越市	法適用	D2	特環 単独	オキシデーションディッチ法	2,585	108	4
岐阜県 中津川市	法適用	D2	公共 単独	高度処理オキシデーションディッチ法他	2,790	133	7
兵庫県 佐用町	法非適用	D2	特環 単独	高度処理オキシデーションディッチ法	3,574	99	5
広島県 尾道市	法適用	D2	特環 単独	オキシデーションディッチ法	3,390	89	2
広島県 安芸高田市	法適用	D2	特環 単独	オキシデーションディッチ法/接触酸化法	2,800	132	3
山口県 周南市	法適用	D2	特環 単独	オキシデーションディッチ法	3,680	92	2

出典：下水道統計（令和3年度）

3.1 普及状況

特定環境保全公共下水道は、平成4年度から分流式の整備を開始し、平成9年9月から裏磐梯浄化センターが供用開始し、令和5年度時点において、処理区域内人口普及率は85.5%に達した。

下水道普及率は、総人口に対して下水道を利用できる区域（処理区域内人口）の人口の割合を表し、次の数式より算出される。

$$\text{下水道普及率 (\%)} = \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$$

過去5年間に於いて、行政人口及び現在処理区域内人口は減少傾向であるが、類似団体平均値と比較すると、行政人口に占める現在処理区域内人口の割合が高い状況である。

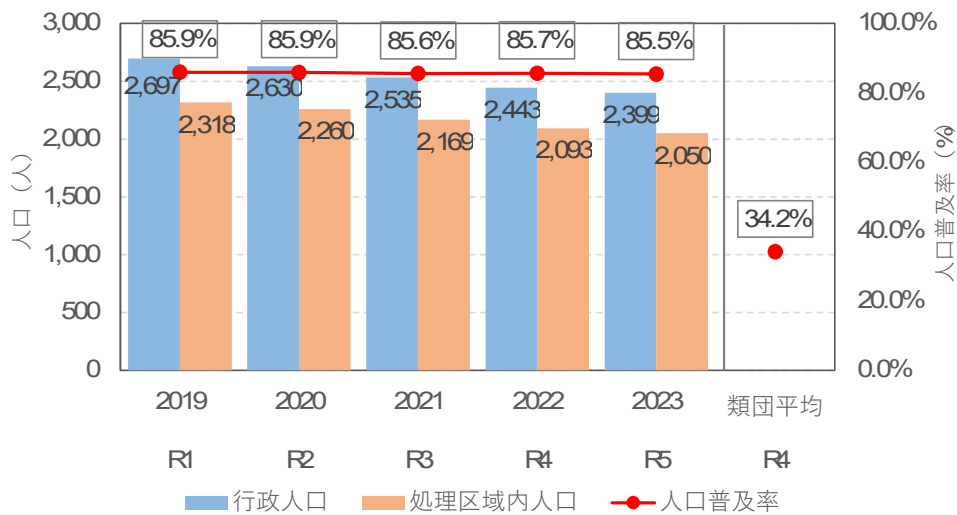


図 3-1 処理区域内人口普及率の推移

水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表し、公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいとされ、次の数式より算出される。

$$\text{水洗化率 (\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

水洗化率は、令和 5 年度時点で 85.4%であり、類似団体平均値と比較するとほぼ同じ水準である。

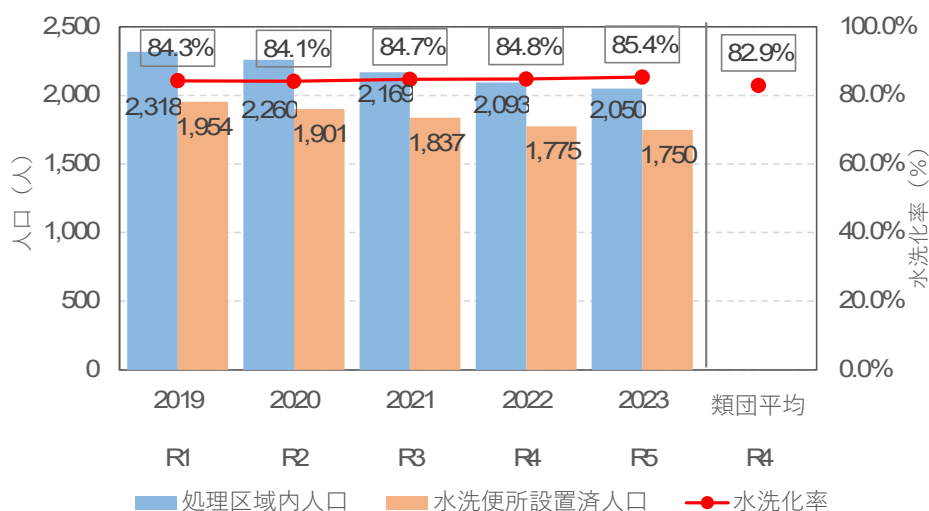


図 3-2 水洗化率の推移

3.2 施設の状況

3.2.1 有収率

有収率は、処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合であり、比率が高ければ高いほどよいとされ、次の数式より算出される。

$$\text{有収率 (\%)} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水総処理水量}} \times 100$$

有収率は、過去 5 年間に於いて、年間総処理水量の増減に関わらず、有収水量の変動は少なく、不明水が多いものと思われる。不明水が増加すると処理場の運転機能に負荷が掛かり、動力費等に影響が出るため、不明水対策が必要となる。

有収率は類似団体の平均値と比較すると、低い水準である。

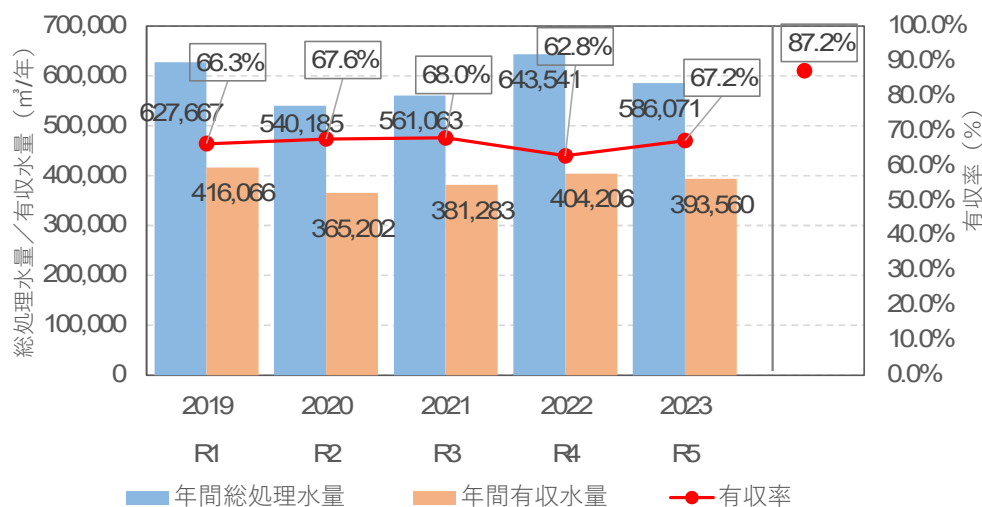


図 3-3 有収率の推移

3.2.2 施設稼働率

施設稼働率は、下水道施設の 1 日処理能力に対する 1 日最大処理水量の比率で稼働状況を評価し、次の式により算出される。

$$\text{施設稼働率 (\%)} = \frac{\text{現在一日最大汚水処理水量 (晴天時)}}{\text{現在一日汚水処理能力 (晴天時)}} \times 100$$

施設稼働率は、令和元年度から減少傾向である。令和 4 年度に若干改善したが、令和 5 年度時点において 30.4%となり、類似団体平均値と比較しても低い水準である。

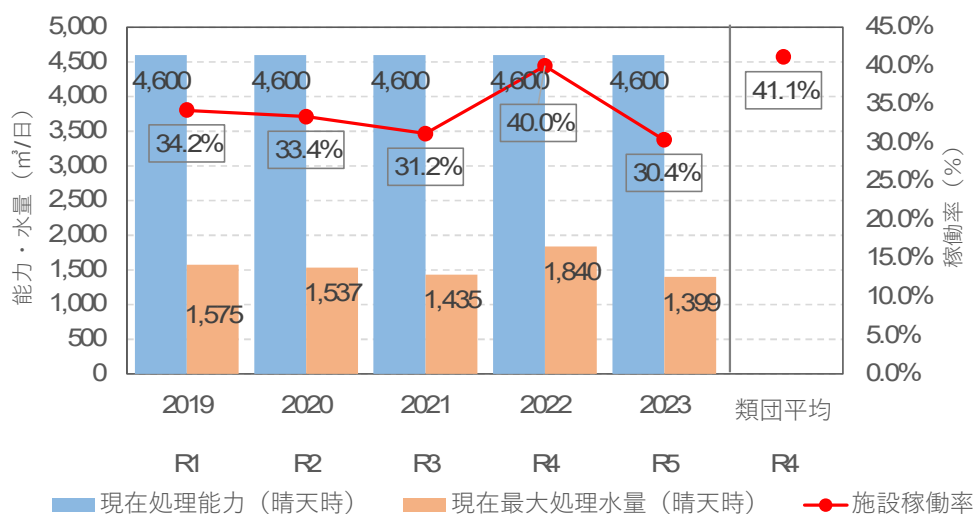


図 3-4 稼働率の推移

有収水率と稼働率の関係を、類似団体の処理施設と比較すると、当村では有収水率と施設稼働率がともに低い状況であることが分かる。

施設については、管路施設の不明水対策と同時に、水処理施設の規模の適正化を図る必要がある。

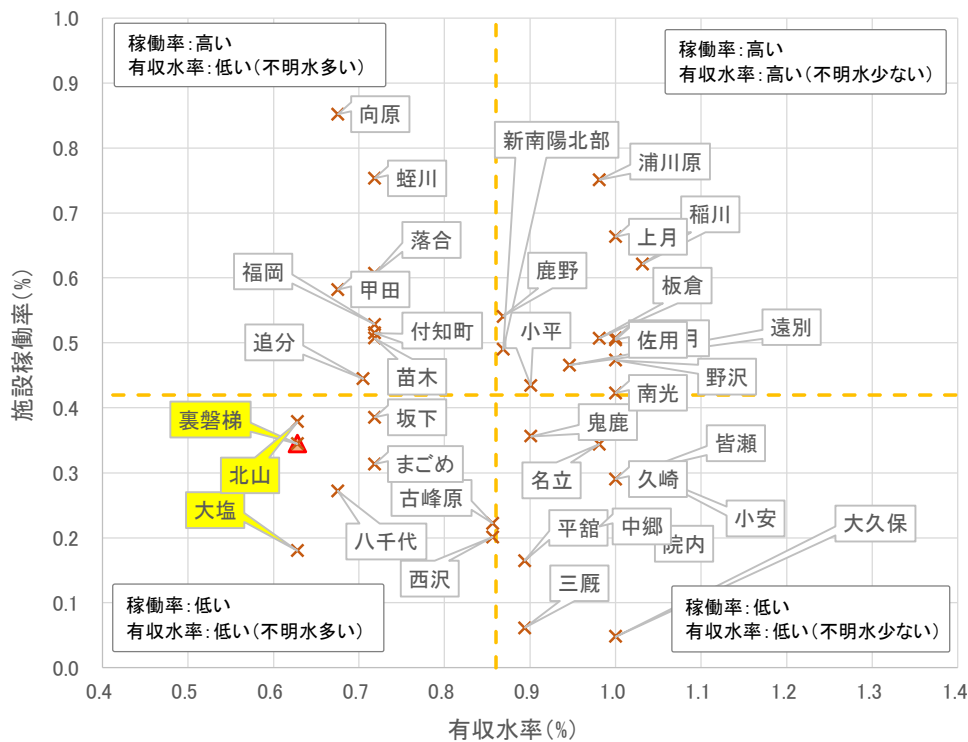


図 3-5 有収水率と稼働率の関係

3.3 職員一人当たりの処理区域内人口

令和元年度から令和5年度にかけて、職員1名で業務を実施している状況である。類似団体と比較すると、少ない状況である。

表 3-3 職員数の推移

年度	単位	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	類団平均 R4
損益勘定所属職員	人	0	0	0	1	1	1.3
資本勘定所属職員	人	1	1	1	0	0	0.7

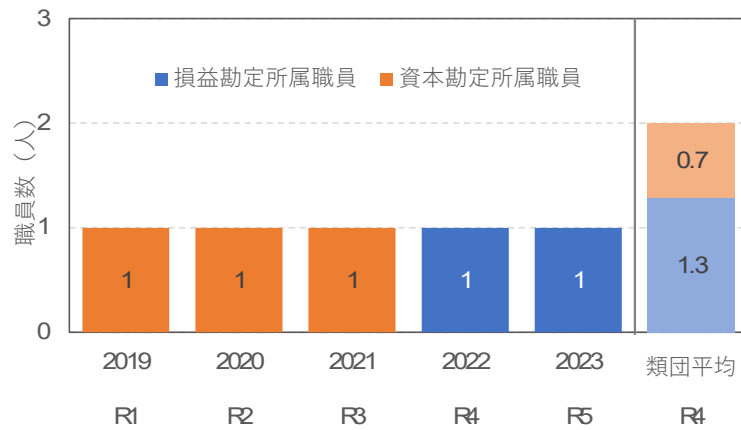


図 3-6 職員数の推移

職員1人あたりの処理区域内人口は、職員1人あたりの生産性が高い。類似団体と比較すると、1人当たりの作業量が多い状況である。

表 3-4 職員1人当たりの処理区域内人口の推移

項目	単位	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	類団平均 R4
職員数	① 人	1	1	1	1	1	
損益勘定所属職員	人	0	0	0	1	1	
資本勘定所属職員	人	1	1	1	0	0	
処理区域内人口	② 人	2,318	2,260	2,169	2,093	2,050	
職員1人当たりの処理区域内人口	①÷② 人	2,318	2,260	2,169	2,093	2,050	1,625



図 3-7 職員 1 人当たりの処理区域内人口の推移

職員 1 人当たりの給与費が、営業収益（主に使用料収入）に占める割合 6%程度では、類似団体と比較すると少ない。

表 3-5 職員給与費の推移

年度	単位	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	類団平均 R4
職員給与費合計 ①	千円	3,414	3,774	4,195	4,184	4,563	14,414
職員給与費（損益勘定職員）	千円	3,414	3,774	4,195	4,184	4,563	8,991
職員給与費（資本勘定職員）	千円	0	0	0	0	0	5,422
営業収益 ②	千円	73,737	65,121	72,607	76,762	74,819	
受託工事収益 ③	千円	0	0	0	0	0	
営業収益－受託工事収益 ④	千円	73,737	65,121	72,607	76,762	74,819	
職員給与費対営業収益比率 ①÷④		4.6%	5.8%	5.8%	5.5%	6.1%	19.0%

今後は、施設の老朽化等に伴い、ストックマネジメント計画を実施する上で、資本勘定職員の需要が増加する。

3.4 経費回収率と汚水処理費原価

経費回収率は、汚水処理費をどの程度使用料で賄えているかを表し、高ければ高いほどよいとされており、100%を下回る場合、汚水処理費が使用料収入以外の収入（主に他会計繰入金）で賄われる。次の式により算出される。

$$\text{経費回収率 (\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$

経費回収率は、令和2年度から汚水処理原価が増加傾向となり、それに伴い経費回収率は減少し、令和3年度では35.2%となった。令和5年度から汚水処理原価が減少し、54.7%まで改善したが、類似団体平均値と比較すると低い水準である。

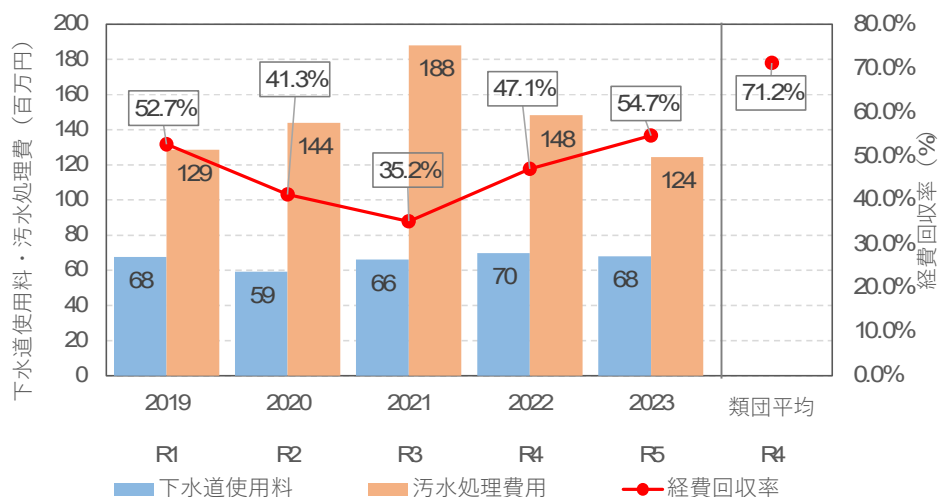


図 3-8 経費回収率の推移

令和2年度から令和4年度の期間に、経費回収率が低下している原因は、公営企業法適用に関わる委託費（臨時的な経費）によるものである。経常的な経費のみであれば経費回収率の水準は令和元年度と令和5年度の実績より50%をやや上回る状況である。

汚水処理原価は、有収水量 1m³あたりの汚水処理に要した費用であり、資本費・維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表し、次の式により算出される。

$$\text{汚水処理原価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費 (資本費+維持管理費)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$$

当村の場合、維持管理費が 150 円/m³ を大きく超えており、資本費の全額が基準内繰入により負担されている状況である。

令和 2 年度から令和 4 年度の維持管理費が大きくなっている理由は、総係費に含まれる臨時的費用（法適化に関わる調査委託費等）によるものである。

毎年必要となる経常的な費用としては、310 円/m³ である。

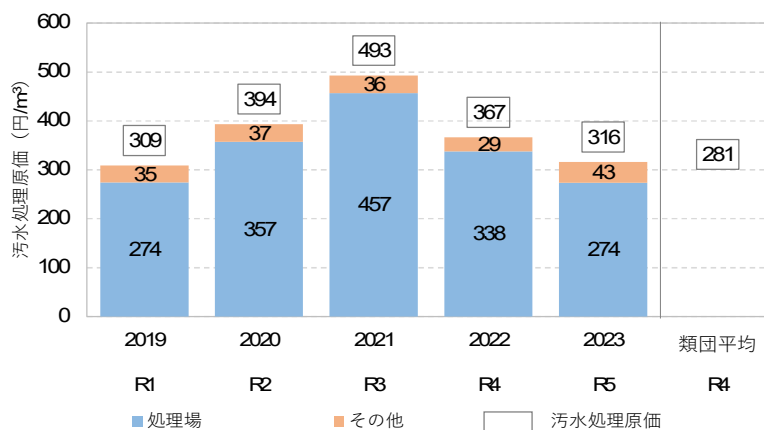


図 3-9 汚水処理原価の推移

3.5 使用料単価・下水道使用料

使用料単価は、下水道で処理した汚水のうち、使用料収入の対象となった有収水量 1m³ 当たりの使用料収入を表し、次の式で算出される。

$$\text{使用料単価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{年間有収水量}} \times 100$$

使用料単価（税抜）は、令和 3 年度から 170 円台で推移し、令和 5 年度は基本使用料を値上げし 172.8 円/m³ となっている。使用料単価は、類似団体平均値と比較すると少し低い水準であるが、今後 3 回の基本使用料の見直しを実施する。

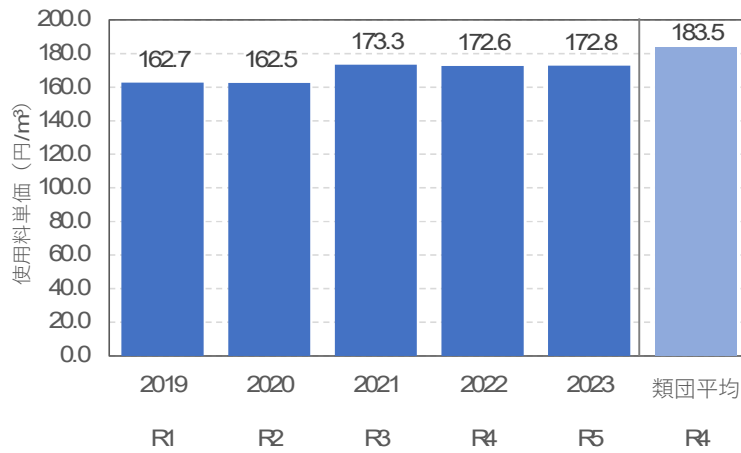


図 3-10 使用料単価（税抜）の推移

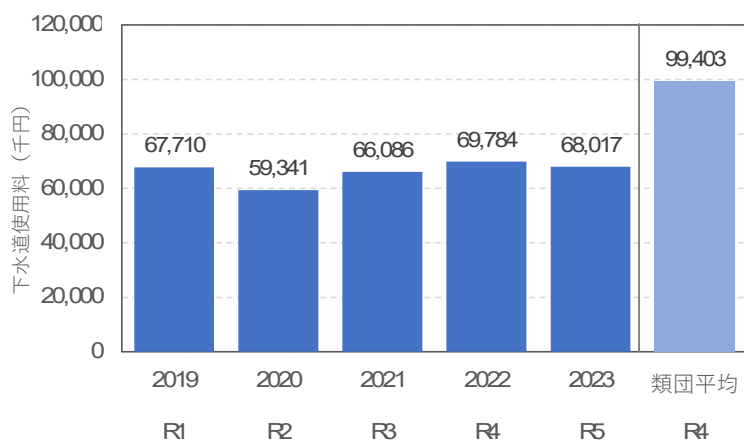


図 3-11 下水道使用料（税抜）の推移

3.6 企業債残高

企業債の残高を図 3-12 に示す。

下水道整備は概成しているため、企業債残高は令和元年度から減少傾向であり、令和 5 年度において約 11 億円となっている。

使用料収入は、70 百万円前後であり、その 10 倍以上の企業債残高がある状況である。

今後は施設の改築更新に伴い、企業債の新規発行が増加するため、企業債残高の管理に注意する必要がある。

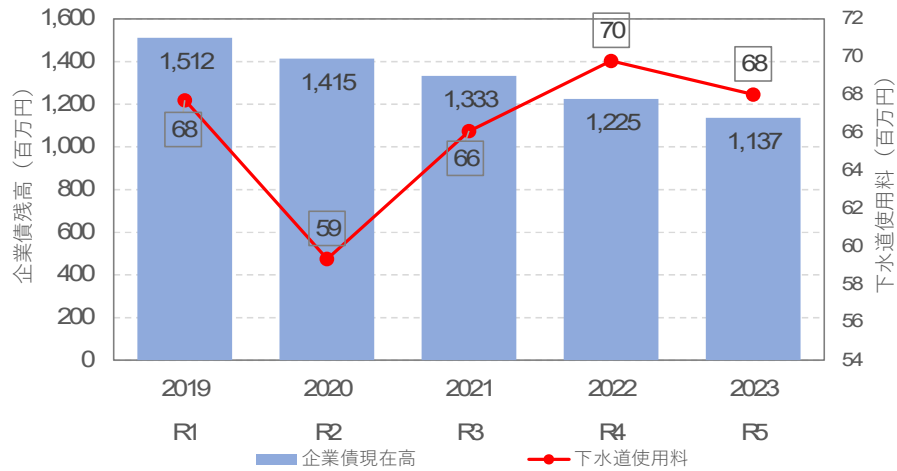


図 3-12 企業債残高の推移

3.7 一般会計繰入金

一般会計繰入金の基準内繰入金は、毎年170（百万円）前後で推移している。

基準外繰入金は令和4年度までは、9（百万円）から15（百万円）台で移していたが、令和5年度は33（百万円）となり、前年度よりも大幅に増加している。

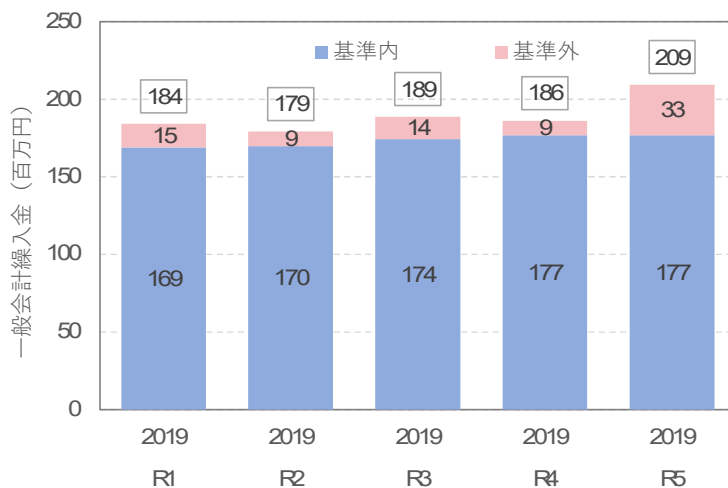


図 3-13 一般会計繰入金の推移

図 3-11 の通り、使用料収入（令和5年度）は、68（百万円）（税抜）であり、その3倍程度の他会計繰入が必要な状況である。

令和5年度における一般会計繰入金の項目は表 3-6 のとおりである。

基準内の繰入では、「分流式下水道等に要する経費」と「高資本費対策に要する経費」に関する繰入が大部分を占める。

基準外の繰入とは、汚水処理費に対して使用料収入のみで賄えない部分である。

企業会計への移行に伴って、今後は元金償還金と減価償却費の差額についても基準外の繰入となる。

表 3-6 他会計繰入金の繰入項目（基準内）

No.	繰入基準名	対象範囲	実績	
			R5（千円）	
			収益	資本
1	分流式下水道等に要する経費	資本費の一部	131,034	
2	高度処理に要する経費	維持管理費の一部	8,131	
		資本費の一部	1,211	
3	高資本費対策に要する経費	資本費の一部	36,209	
4	臨時財政特例債	元利償還金の一部		
5	地方公営企業法の適用に要する経費	元利償還金の一部	193	

3.8 収益的収支比率（法非適用企業）

収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表し、次の式で算出される。

$$\text{収益的収支比率（\%）} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

収益的収支比率は、令和2年度から令和4年度の期間は、総係費に含まれる臨時的費用（法適化に関わる調査委託費等）の影響が大きく、80%台に低下しているが、令和元年度は95%、令和5年度は収益的収支比率が100%を超えている状況である。

類似団体平均値と比較すると高い水準であるが、使用料収入だけでは維持管理費を負担できない状況である。

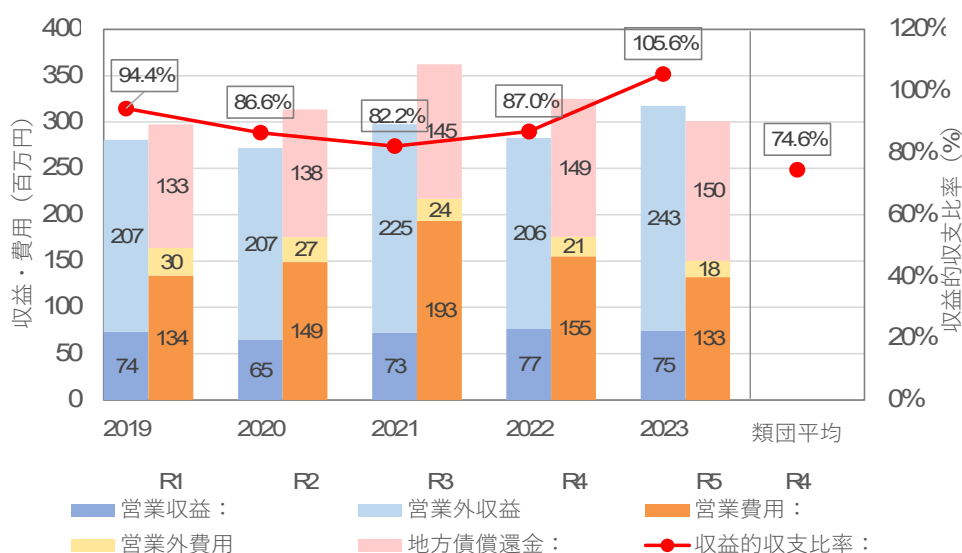


図 3-14 収益的収支比率の推移

総係費において大きな委託費がない年度は、収益的収支比率は100%前後で推移する見込みである。将来的には、人口減少による使用料収入の減少と物価上昇による費用の増加が見込まれており、収益的収支比率の低下が見込まれる。

※ 令和6年4月からの地方公営企業法適用により、資本費の算定法が変わっているが、ここは実績を記載するため、法非適用での指標としたものである。

3.9 現状と課題のまとめ

各経営指標について、類似団体内での当村の状況を表 3-7 と図 3-15 に示す。類似団体平均値を 50 とし、50 よりも大きい指標は、類似団体内で良好であることを示す。

平均よりも良好な指標は、職員一人当たりの処理区域内人口と水洗化率である。その他の指標は、類似団体平均値よりも下回っている。

表 3-7 類似団体内での当村の状況

区分	経営指標	単位	北塩原村	類似団体平均値	偏差値	順位 (14団体中)
ヒト	職員一人あたりの処理区域内人口	人	2,093	1,625	54	5
モノ	有収率	%	63%	87%	32	14
	水洗化率	%	85%	83%	51	10
	稼働率	%	38%	41%	48	9
カネ	経費回収率	%	47%	71%	39	12
	汚水処理原価（維持管理原価）	円/m ³	367	268	37	2
	使用料単価（税抜）	円/m ³	173	184	46	10

※経費回収率は税抜き

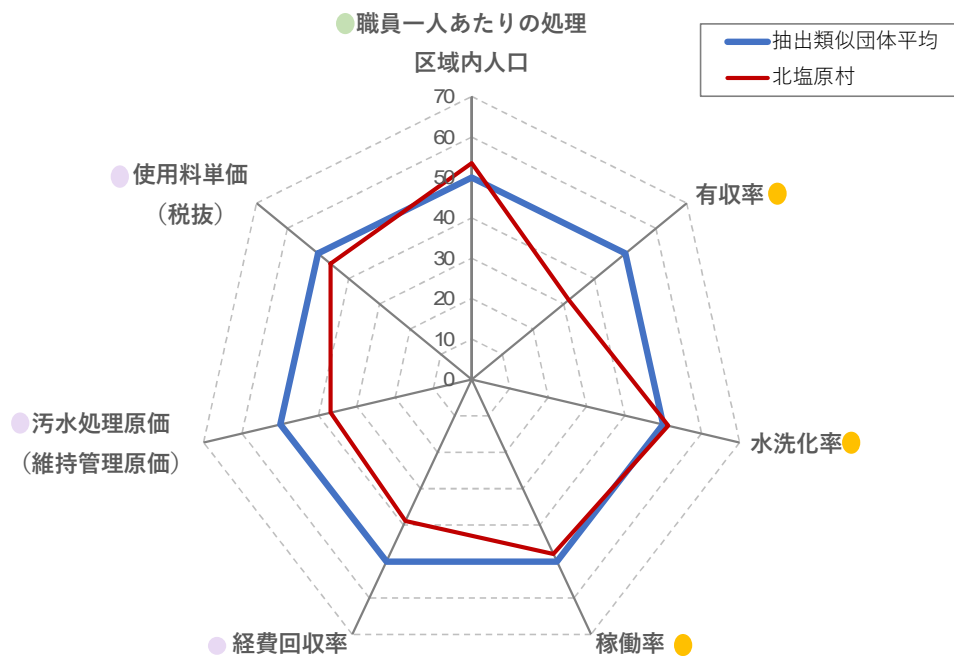


図 3-15 レーダーチャート図

① ヒト（人材・組織）の課題

下水道事業の業務を実質 1 人の職員が担っているため、職員一人当たりの処理区域内人口は、類似団体平均値よりも良好な数値であり、業務の負担が大きい状況である。

また、今後は施設の老朽化による改築更新需要に対応するため、資本的勘定職員の増員が見込まれる。

現在の職員給与は、営業収益の 10%未満であり類似団体と比較しても少ない状況である。ただし、今後人口減少による使用料収入の減少や物価上昇による処理場維持管理の高騰が予想され現状では、資本勘定職員の増員は難しい状況である。

② モノ（施設）の課題

下水道の整備は概成している状況であり、今後は施設の維持管理を効率的に行っていく時期となる。有収率は 63%と類似団体平均値よりも低く、汚水管渠への地下水や雨水の流入等の不明水が多いと考えられる。

また、施設の稼働率が 38%と低く、今後も人口減少に伴い有収水量も減少することが予想されるため、施設に対するあり方の検討も必要となる。

③ カネ（経営）の課題

使用料単価は、172.8 円/m³と比較的高く設定されているものの、維持管理費に関わる処理原価が 316 円/m³と高止まりしており、令和 5 年度の経費回収率が 54.7%である。

類似団体の平均値と比較しても、かなり低い状況であるが、基本使用料の改定を、段階的（令和 8 年、令和 11 年及び令和 14 年の 3 回）に実施し、料金収入の改善は見込まれる。

ただし、汚水処理費（維持管理費）は、316 円/m³と類似団体平均値と比較すると高いため、料金の改定のみでは対応が難しい。

4 将来の見通しについて

収益の試算の前提条件となる将来人口及び排水量（有収水量）の見通しについては、表 4-1 の条件に基づき推計する。

表 4-1 将来見通しの設定条件

項目	予測方法
行政人口（人）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障人口問題研究所の予測値（令和 2 年を基準として、令和 32 年（2050 年）までの期間で 5 年おきに将来人口を予想） ・ 中間値は直線補完にて算定する。 ・ 令和 32 年度以降は、令和 32 年の減少率で固定し、令和 56 年（2074）まで推計する。
処理区域内人口（人）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政人口に令和 5 年度の処理区域内人口普及率 85.5%を乗じて算定。 ・ 公共下水道による普及率を令和 5 年度の実績値 85.5%で固定する。 ・ 処理区ごとの処理区域内人口も令和 5 年度の実績値で按分する。 裏磐梯処理区 32.6%、北山処理区 47.0%、大塩処理区 20.4%
水洗化人口（人）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理区域内人口に令和 5 年度の水洗化率 85.4%を乗じて算定する。 ・ 水洗化率は、現状では上昇が見込めないため、現状固定とする。
総処理水量（m ³ ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の総処理水量に人口減少率を乗じて、当該年度の総処理水量を算出する。 ・ 年度ごとに当年度と前年度の行政人口の比率を算定し、人口減少率とする。
有収水量（m ³ ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の総処理水量に人口減少率を乗じて、当該年度の総処理水量を算出し、その水量に令和 5 年度の有収率 67.2%を乗じて算定する。
使用料収入（千円）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有収水量に使用料単価（171.6 円/m³：令和 6 年予算ベース）を乗じて使用料収入を算定し、基本使用料収入と従量料金収入に按分する。 ・ 基本使用料の収入分に基本使用料の改定率を乗じて料金改定分を反映する。 ・ 基本使用料の収入と従量使用料の収入の按分比率は、令和 5 年度の使用料収入、年間調定件数、基本使用料等から設定する。 基本使用料の収入 32.2%、従量料金収入 67.8%
使用料単価（m ³ /円）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の使用料収入を、予測した有収水量で除して算定する。

4.1 人口の予測

4.1.1 行政人口

行政人口について、村の「人口ビジョン」による推計値と「社会保障人口問題研究所」の推計結果を以下に整理する。

「人口ビジョン」では「社会保障人口問題研究所」と比較して、令和 32（2050）年度に 712 人多い推計となっている。

平成 26（2014）年度から令和 5（2023）年度の実績値は、「社会保障人口問題研究所」の予測値に近いので、令和 7（2025）年度以降は「社会保障人口問題研究所」の予測値を採用する。

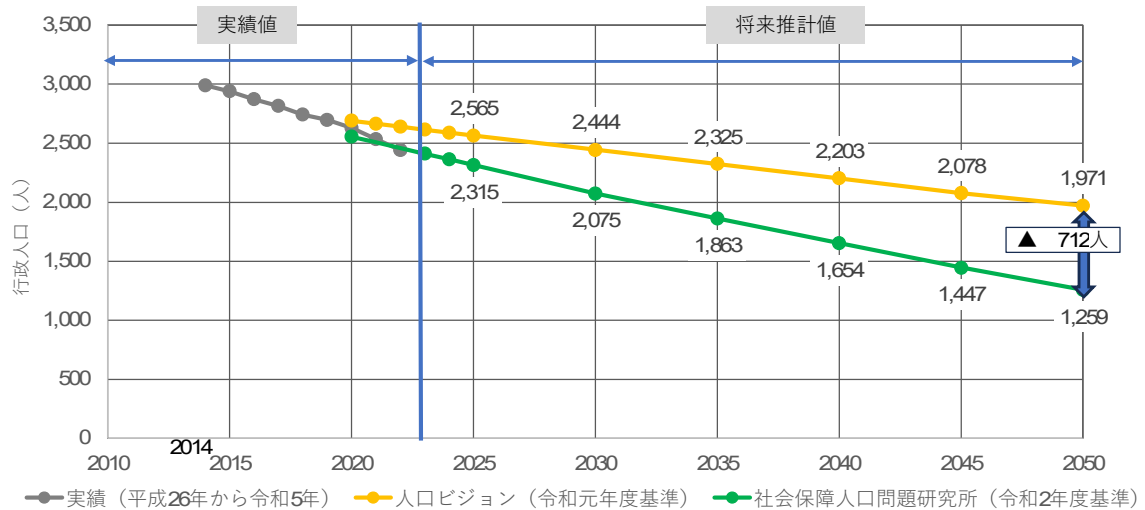


図 4-1 人口ビジョンと社会保障人口問題研究所の推計値

表 4-2 人口、水量の予測

項目	実績値 ← 推計値															
	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034
行政人口 (人)	2,697	2,556	2,535	2,443	2,399	2,441	2,315	2,267	2,219	2,171	2,123	2,075	2,033	1,991	1,949	1,907
行政人口減少率 (%)	0.983	0.948	0.992	0.964	0.982	1.018	0.948	0.979	0.979	0.978	0.978	0.977	0.980	0.979	0.979	0.978
処理区域内人口 (人)	2,318	2,260	2,169	2,093	2,050	2,086	1,978	1,937	1,896	1,855	1,814	1,773	1,737	1,701	1,665	1,630
水洗化人口 (人)	1,954	1,901	1,837	1,775	1,750	1,781	1,689	1,654	1,619	1,584	1,549	1,514	1,483	1,452	1,421	1,391
人口普及率 (%)	90.7%	88.4%	85.6%	85.7%	85.5%	85.5%	85.5%	85.5%	85.5%	85.5%	85.5%	85.5%	85.5%	85.5%	85.5%	85.5%
水洗化率 (%)	84.3%	84.1%	84.7%	84.8%	85.4%	85.4%	85.4%	85.4%	85.4%	85.4%	85.4%	85.4%	85.4%	85.4%	85.4%	85.4%
年間総処理水量 (m ³)	627,667	540,185	561,063	643,541	586,071	596,332	565,550	553,824	542,098	530,372	518,646	506,920	496,659	486,398	476,137	465,876
有収水量 (m ³)	416,066	365,202	381,283	404,206	393,560	400,450	379,780	371,905	364,031	356,157	348,283	340,408	333,518	326,627	319,737	312,846
有収率 (%)	66.3%	67.6%	68.0%	62.8%	67.2%	67.2%	67.2%	67.2%	67.2%	67.2%	67.2%	67.2%	67.2%	67.2%	67.2%	67.2%
日平均流入量 (m ³ /日)	1,720	1,480	1,537	1,763	1,606	1,634	1,549	1,517	1,485	1,453	1,421	1,389	1,361	1,333	1,304	1,276
一人一日あたりの汚水量 (有収水量/水洗化人口) (m ³ /日/人)	213	192	208	228	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225
社人研 (2020基準 R2)		2,556					2,315					2,075				

5年後の令和12年（2030年）が2,075人（令和5年比13.5%減）、10年後の令和17年（2035年）が1,863人（令和5年比22%減）、20年後の令和27年（2045年）が1,447人（令和5年比40%減）、30年後の令和37年（2055年）が1,094人（令和5年比54%減）、40年後の令和47年（2065年）が825人（令和5年比66%減）となる。

50年後の令和56年（2074年）の行政人口は、令和5年比73%減の641人である。

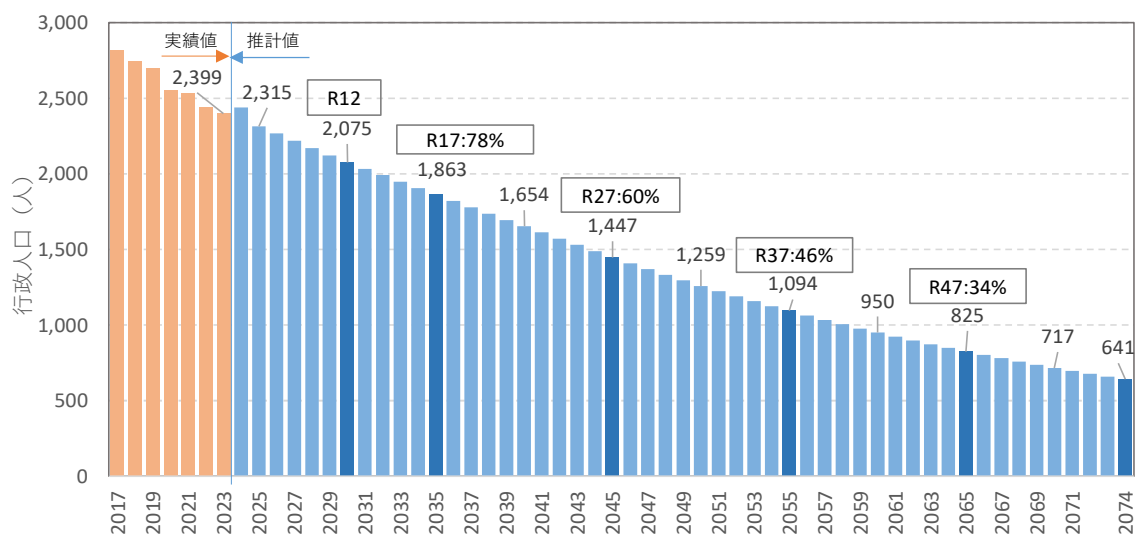


図 4-2 行政人口の推移

4.1.2 処理区域内人口

当村の公共下水道事業は概成している状況である。

事業計画の全体計画では、各処理区別の定住人口を、裏磐梯処理区：550人、北山処理区：1,100人、大塩処理区：380人としており、令和4年度の処理区域内人口の実績とほぼ変わらない状況である。

当村の公共下水道事業は、平成9年度から平成14年度の期間で相次いで供用開始しており、令和4年度から令和9年度（2027年）の期間で供用開始から25年を迎え、水処理施設及び汚泥処理施設の機械及び電気設備の改築更新が本格化する時期である。

また、令和29年（2047年）から令和34年（2052年）の期間で供用開始から50年を迎え、水処理施設の土木建築躯体が耐用年数を迎え、処理施設のリニューアルが必要となる時期である。

処理区域内人口は、行政人口の推計値に令和5年度の実績である人口普及率85.5%を乗じ、行政人口と同水準で減少する推計とした。

5年後の令和12年(2030年)が1,773人(2023年比13.5%減)、10年後の令和17年(2035年)が1,592人(2023年比22%減)、20年後の令和27年(2045年)が1,236人(2023年比40%減)、30年後の令和37年(2055年)が935人(2023年比54%減)、40年後の令和47年(2065年)が705人(2023年比66%減)となる。

50年後の令和56年(2074年)の行政人口は、2023年比で73%減の548人である。

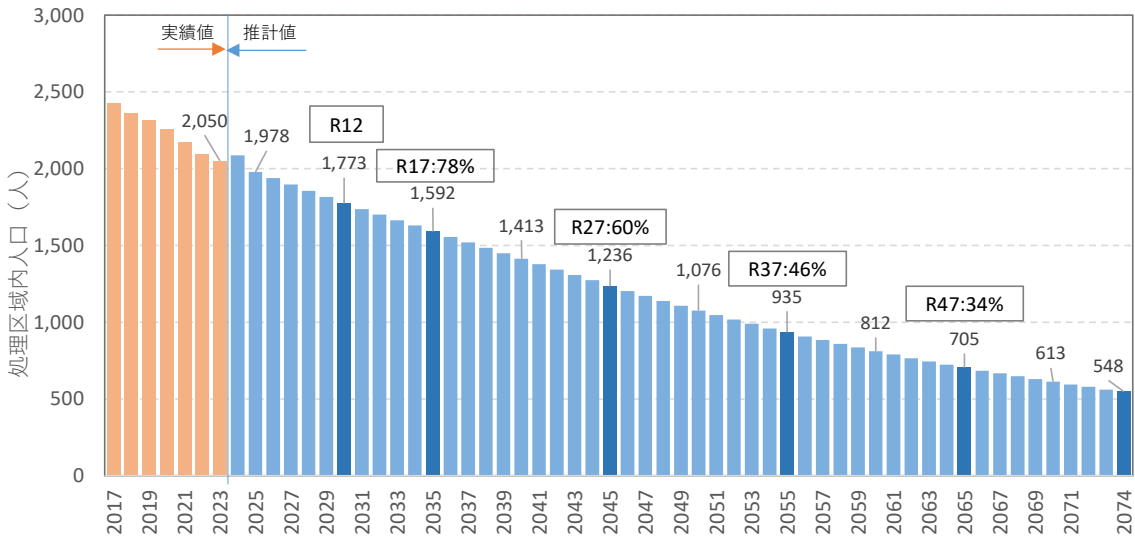


図 4-3 処理区域内人口の推移

処理区ごとの処理区域内人口は、令和5年度の実績値(裏磐梯処理区 32.6%、北山処理区 47.0%、大塩処理区 20.4%)で按分する

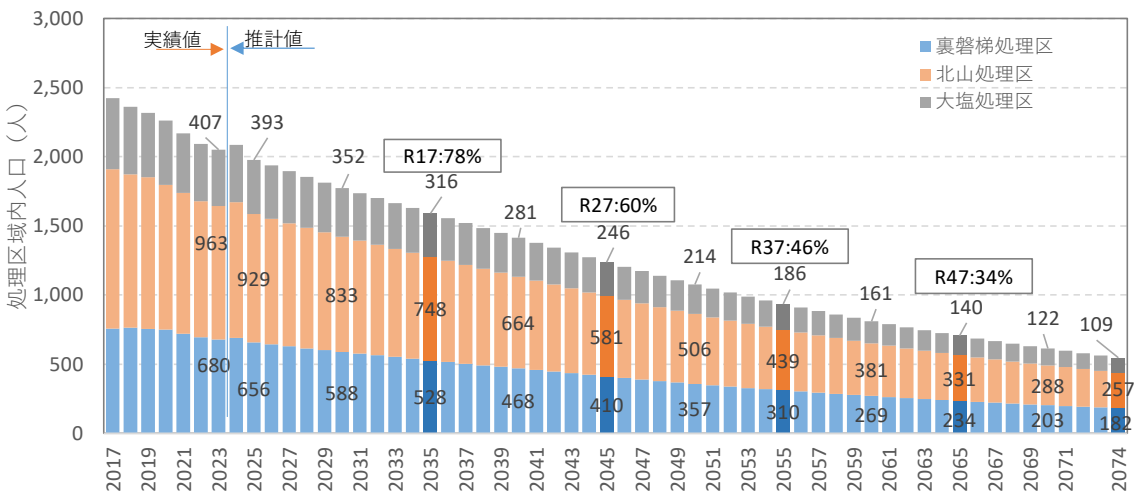


図 4-4 処理区域内人口の推移 (処理区別)

4.1.3 水洗化人口

水洗化人口は、処理区域内人口の推計値に令和5年度の水洗化率85.4%（現況固定）を乗じ、行政人口と同水準で減少する推計とした。

水洗率は、過去5年間あまり変化はない状況である。ただし、今後も継続的な水洗化促進の取り組みを行う必要がある。

5年後の令和12年（2030年）が1,514人（2023年比13.5%減）、10年後の令和17年（2035年）が1,359人（2023年比22%減）、20年後の令和27年（2045年）が1,055人（2023年比40%減）、30年後の令和37年（2055年）が798人（2023年比54%減）、40年後の令和47年（2065年）が602人（2023年比66%減）となる。

50年後の令和56年（2074年）の行政人口は、2023年比で73%減の468人である。

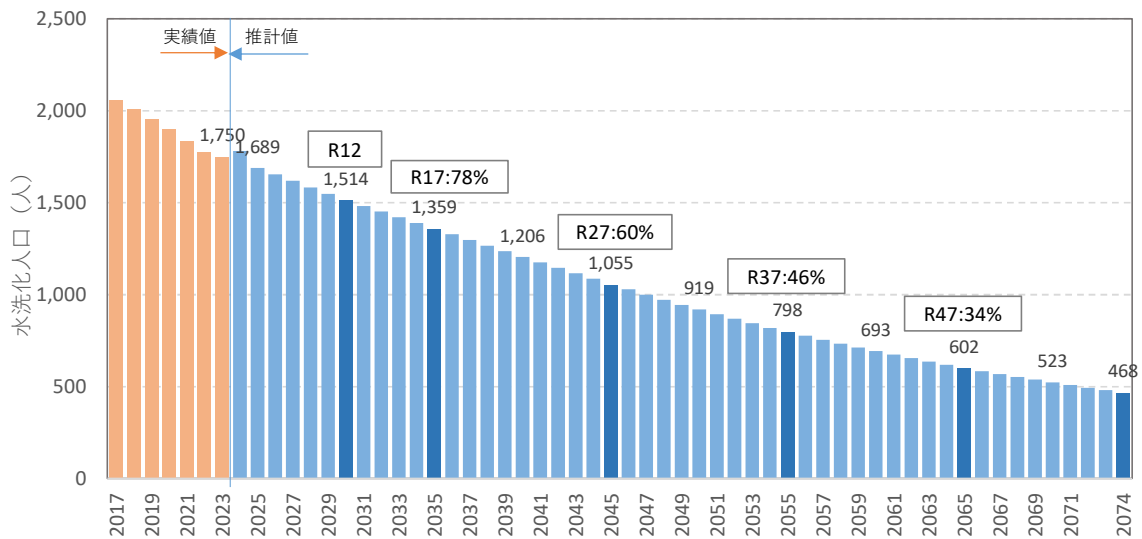


図 4-5 水洗化人口の推移

処理区ごとの処理区域内人口は、令和5年度の実績値（裏磐梯処理区 32.6%、北山処理区 47.0%、大塩処理区 20.4%）で按分する。

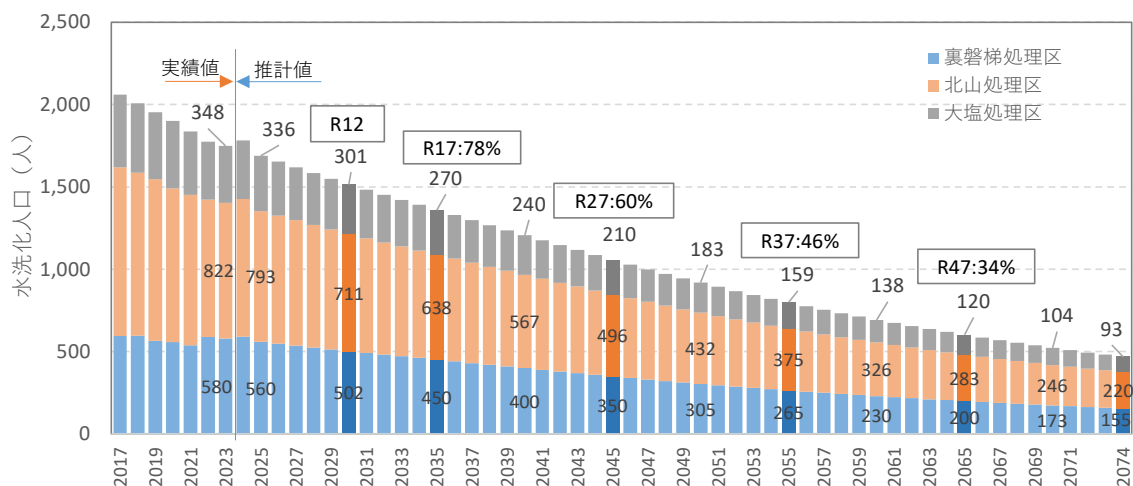


図 4-6 水洗化人口の推移（処理区別）

4.2 水量の予測

4.2.1 総処理水量

前年度の総処理水量に人口減少率を乗じて、当該年度の総処理水量を算出する。

人口減少率は、年度ごとに当年度と前年度の行政人口の比率とする。

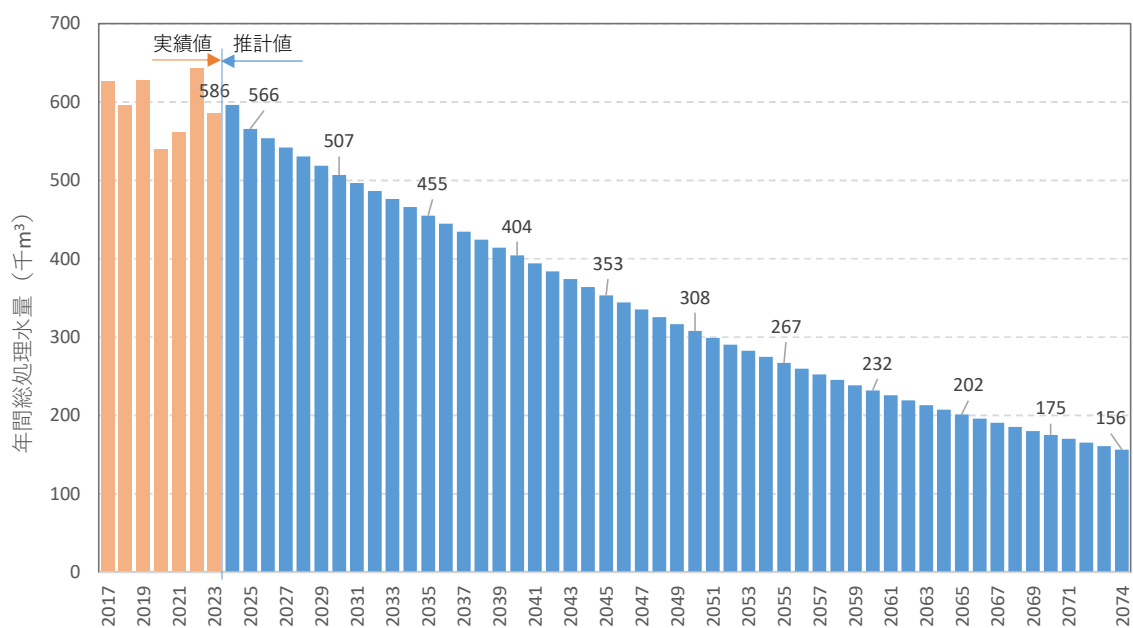


図 4-7 年間総処理水量の推移

4.2.2 有収水量

有収水量の推計は、年間総処理水量に、2023年（令和5年実績値）の有収率を乗じて推計する。有収水量は、2017年から2023年はコロナ渦の影響により観光客の浮き沈みがある。

5年後の令和12年（2030年）が340,408m³（2023年比13%減）、10年後の令和17年（2035年）が305,628m³（2023年比22%減）、20年後の令和27年（2045年）が237,383m³（2023年比40%減）、30年後の令和37年（2055年）が179,386m³（2023年比54%減）、40年後の令和47年（2065年）が135,315m³（2023年比66%減）となる。

50年後の令和56年（2074年）の行政人口は、2023年比で73%減の104,991m³である。

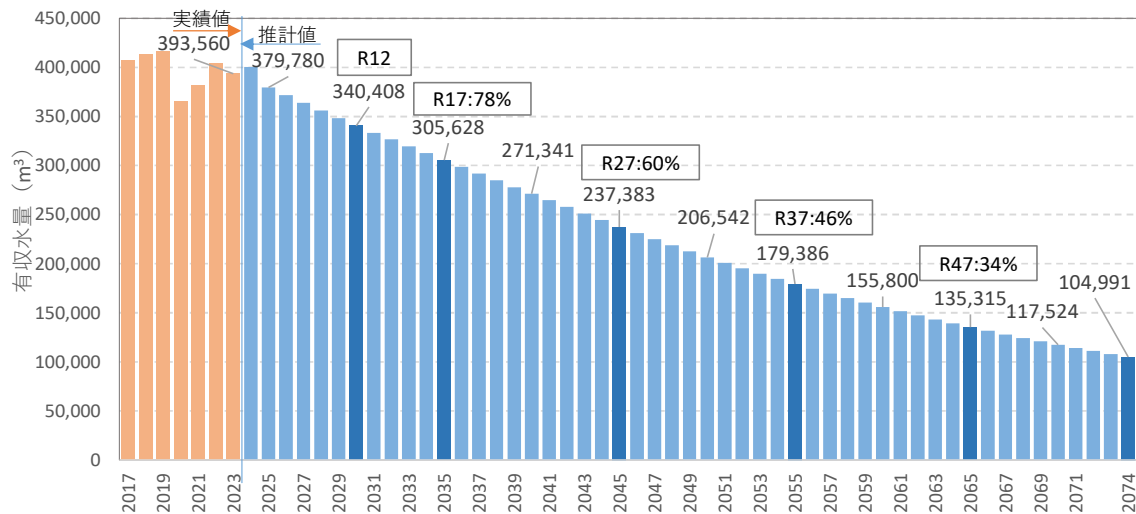


図 4-8 有収水量の推移

処理区ごとの有収水量は、令和5年度の実績値（裏磐梯処理区 32.6%、北山処理区 47.0%、大塩処理区 20.4%）で按分する。

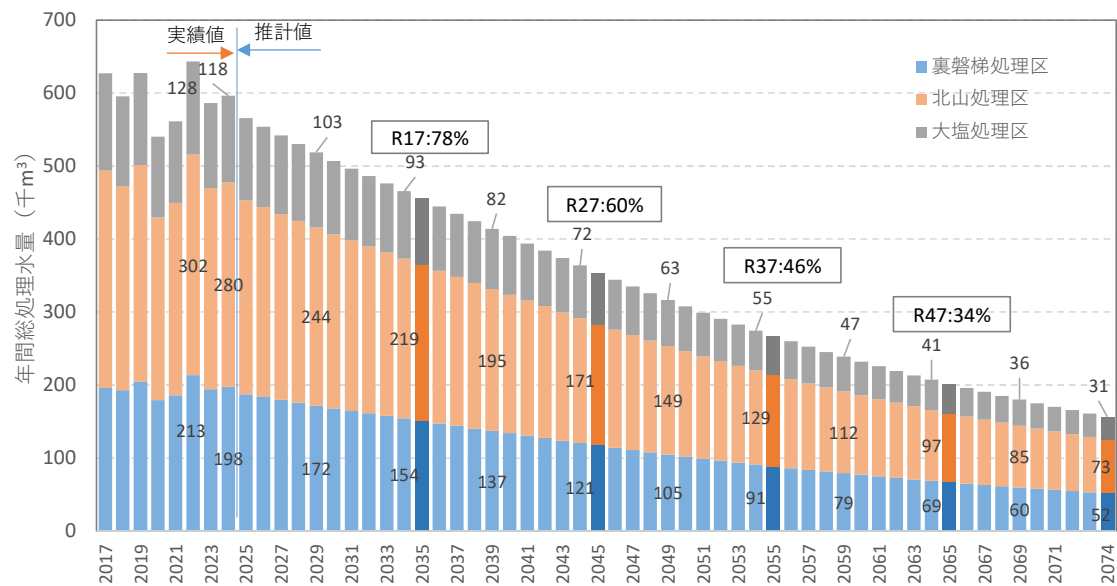


図 4-9 処理区別年間総処理水量の推移

4.3 下水道使用料の見直し

現行の下水道使用料は、基本使用料と従量使用料で構成され、使用水量が多くなるほど単価が高くなる累進性を採用している。基本使用料については、令和5年度に1.7倍に改定したが、今後も段階的に増額改定を実施する。

現在の使用料体系と今後の改定について、表4-3、表4-4に示す。

表4-3 使用料体系（1月あたり、税抜）

	水量	現行	改定後
基本使用料	10m ³ まで	2,040円	2,280～2,640円
従量使用料	11m ³ ～20m ³	125円/m ³	改定前と同じ
	21m ³ ～30m ³	130円/m ³	
	31m ³ ～50m ³	135円/m ³	
	51m ³ ～100m ³	155円/m ³	
	101m ³ ～200m ³	165円/m ³	
	201m ³ ～500m ³	175円/m ³	
	501m ³ ～1,000m ³	200円/m ³	
	1,001m ³ ～2,000m ³	220円/m ³	
	2,001m ³	250円/m ³	

表4-4 基本使用料の改定（税抜）

年度	R5改定	R8改定	R11改定	R14改定
基本使用料	2,040円	2,280円	2,520円	2,640円
基本使用料の改定率	—	R8/R5 1.12	R11/R5 1.24	R14/R5 1.29
改定後の使用料単価	172.8円/m ³	178.2円/m ³	184.8円/m ³	187.6円/m ³

【参考】 令和4年度 県内市町村の特定環境保全公共下水道事業の使用料単価（円/m³）

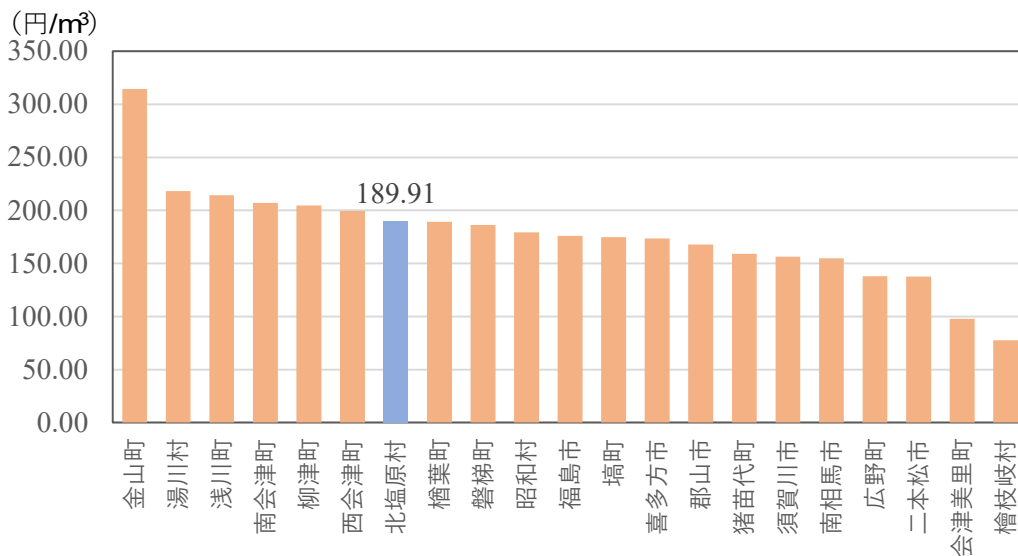
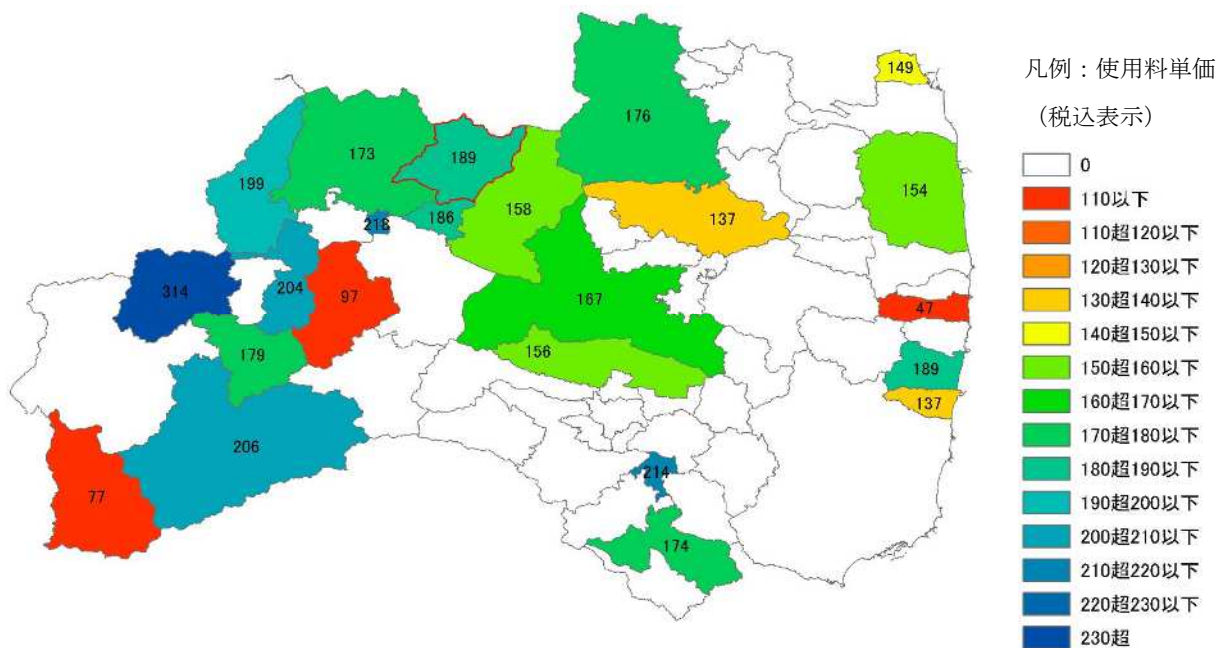


図 4-10 使用料単価（税込）の県内比較（単位：円/m³）

出典：公営企業年鑑（令和4年度）

当村の使用料単価は、150 円/m³ を超えており、福島県内では比較的高い方である。

また、処理原価と使用料の関係では、污水处理原価も使用料単価の両方が高い団体に分類される。

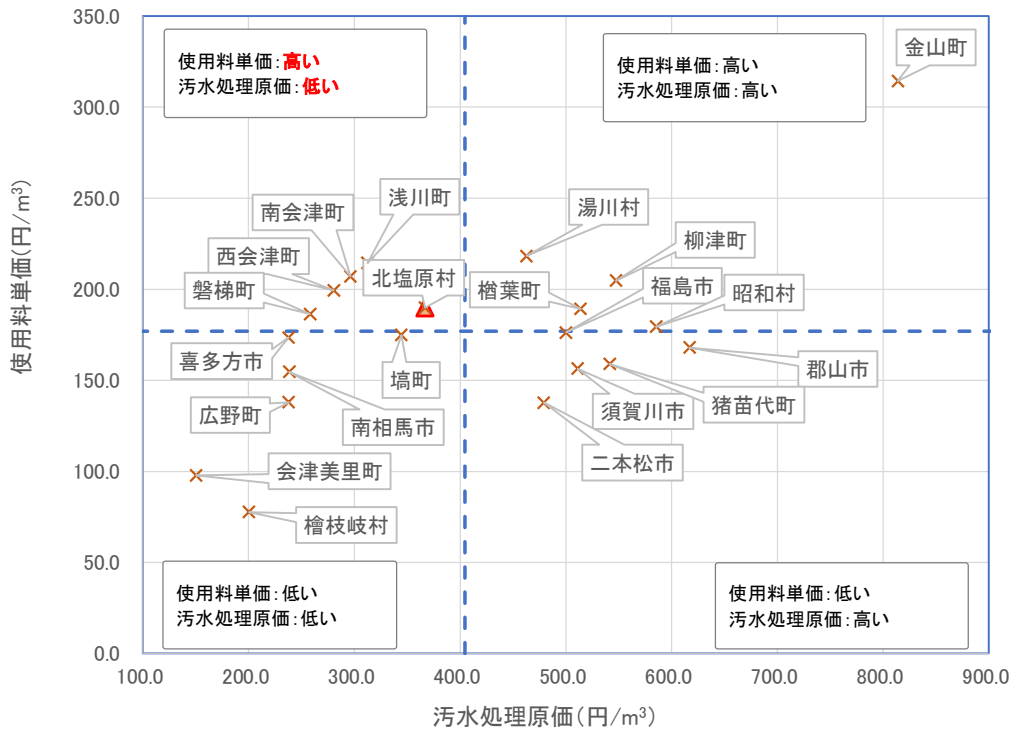


図 4-11 使用料単価と処理原価の関係（福島県内）

ただし、20m³当たりの一般家庭用使用料は、県内でも低く抑えられている状況である。

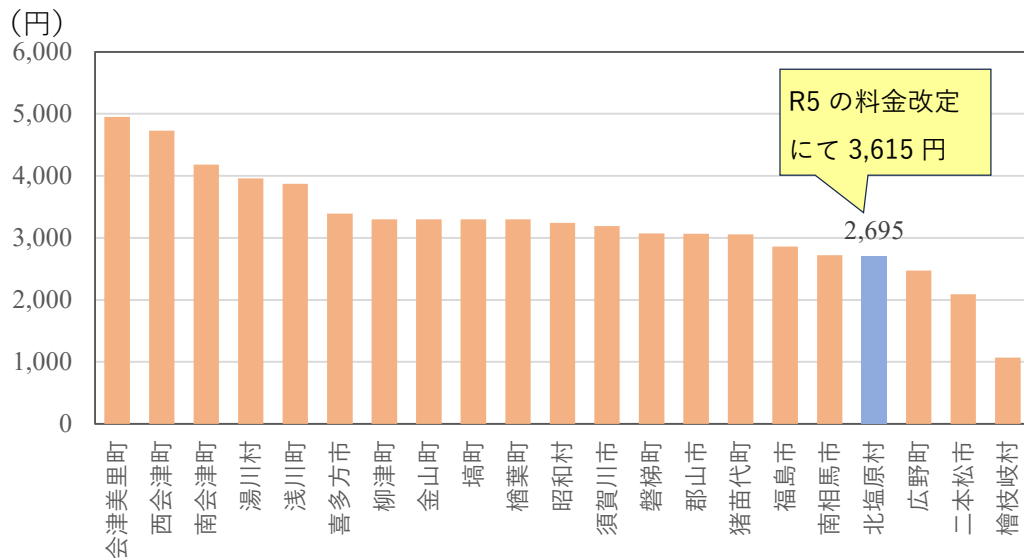


図 4-12 20m³当たりの一般家庭用使用料（税込）の県内比較（1か月あたり）

出典：公営企業年鑑（令和4年度）

使用料収入は、表 4-4 の基本使用料の改定を考慮する。

有収水量に使用料単価（171.6 円/m³：令和 6 年予算ベース）を乗じて使用料収入を算定し、基本使用料収入と従量使用料収入に按分し、基本使用料収入分に基本使用料の改定率を乗じて料金改定分を反映する。

基本使用料収入と従量使用料収入の按分比率は、令和 5 年度の使用料収入、年間調定件数、基本使用料等から設定する。（基本使用料収入 32.2%、従量使用料収入 67.8%）

基本使用料については、令和 8（2026）年度と令和 11（2029）年度の 2 回は 12%の増額改定、3 回目の令和 14（2032）年度には約 5%の増額改定を実施する。

基本使用料の値上げにより使用料収入は増加するが、人口減少の影響でその効果は持続しない状況である。

5 年後の令和 12 年（2030 年）が 63,378 千円（2023 年比 6%減）、10 年後の令和 17 年（2035 年）が 57,755 千円（2023 年比 15%減）、20 年後の令和 27 年（2045 年）が 44,859 千円（2023 年比 34%減）、30 年後の令和 37 年（2055 年）が 33,898 千円（2023 年比 50%減）、40 年後の令和 47 年（2065 年）が 25,570 千円（2023 年比 62%減）となる。

50 年後の令和 56 年（2074 年）の行政人口は、2023 年比で 71%減の 19,840 千円である。

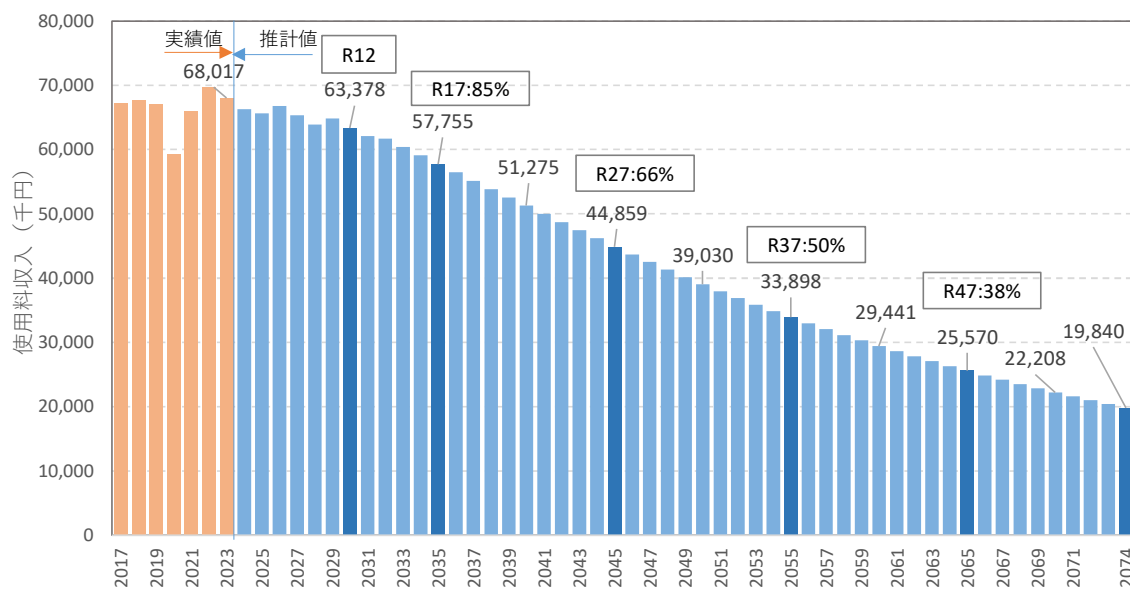


図 4-13 使用料収入（税抜）の推移

4.4 普及状況の見通し

令和56年度（2074年）までの汚水処理人口普及率の推移を示す。

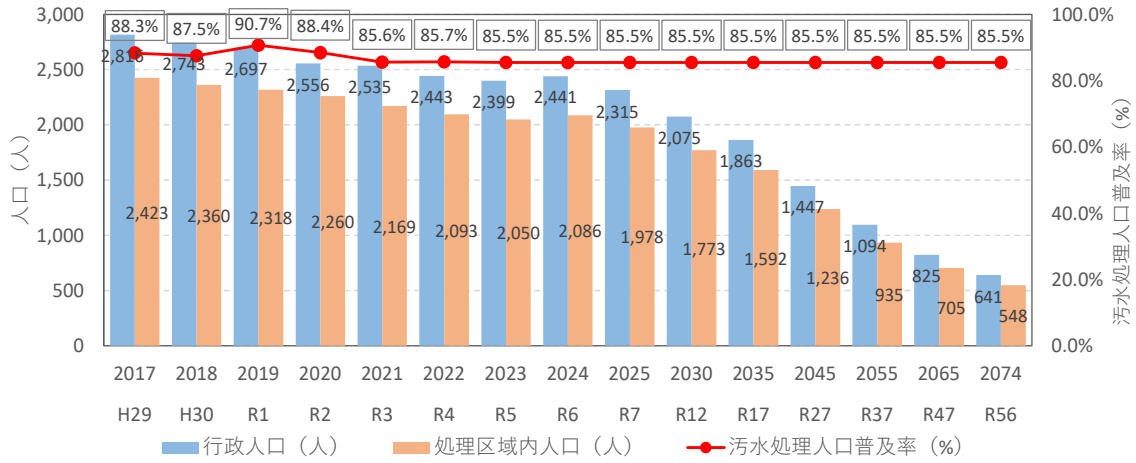


図 4-14 汚水処理人口普及率の推移

4.5 水洗化率の見通し

令和56年度（2074年）までの水洗化率の推移を示す。

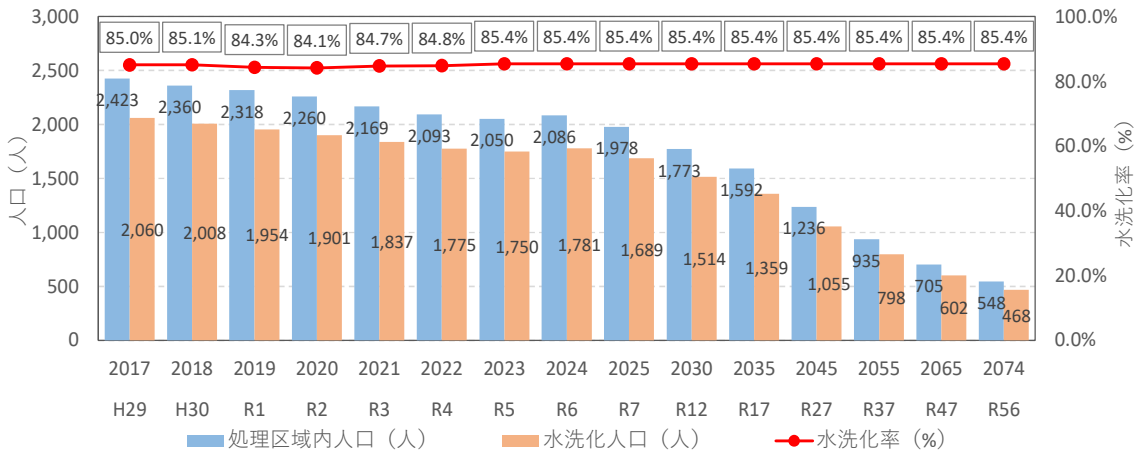


図 4-15 水洗化率の推移

5 投資・財政計画

投資試算と財源試算を均衡させる収支計画策定にあたっては、向こう 50 年先までの更新需要や実施見込み、必要経費等を整理し所要額の将来予測を行う。

予測においての条件と考え方を以下に整理する。

項目	将来の設定条件
1.資本的収入	
企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負費の財源として、国庫補助金を除いた額を計上する。 ・企業債の借入額は、100 千円単位で端数処理を行う。
国庫補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックマネジメント計画の処理場施設工事について、その事業費の 55%を国庫補助金として計上する。 ・ストックマネジメント計画の管渠工事について、その事業費の 50%を国庫補助金として計上する。
受益者負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・見込まない。
他会計補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・建設改良費の総額から、上記の企業債、国庫補助金を除いた金額を基準外繰入分として計上する。 ・基準内の繰入金は、繰出基準に基づいて算定する。
2.資本的支出	
建設改良費	<ul style="list-style-type: none"> ・改築更新に係る事業として、ストックマネジメント計画に基づき計上する。
企業債償還金	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度までに借入済の既往債は、償還予定額を計上する。 ・令和 6 年度以降の新規債は、借入条件を設定し企業債償還額を算定する。 ・土木建築工事に関わる企業債は、借入期間 30 年、据置期間 5 年、利率 2.0%の元利均等償還で推計する。 ・機械電気設備工事に関わる企業債は、借入期間 20 年、据置期間 1 年、利率 1.6%の元利均等償還で推計する。

項目		将来の設定条件
3.収益的収入		
営業収益	使用料収入(税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・有収水量に使用料単価(税抜)を乗じて算定する。 ・使用料単価(税抜)は以下のとおりとする。 令和7年:172.8円/m³ 令和8年から令和10年:178.2円/m³ 令和11年から令和10年:184.8円/m³ 令和14年以降:187.6円/m³
営業外収益	他会計補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・基準内の繰入金は、繰出基準に基づいて算定する。
長期前受金戻入		<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度までに取得済の既取得額については、戻入予定額とする。 ・新規取得資産については、減価償却費に長期前受金の財源割合を乗じて算定する。
4.収益的支出		
営業費用	人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数の増減は見込まない。 ・令和6年度予算に基づき現況固定とし、職員給与費の上昇は見込まない。
	処理場費	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕費は、5,000千円/年で計上する。 ・動力費と委託料は、物価上昇を2.0%見込む。 ・動力費と薬品費は、処理水量の増減に合わせて増減させる。 ・その他の費用(修繕費、備消耗品費、燃料費、通信費、手数料等)は、令和6年度予算に基づき現況固定とする。
	総係費	<ul style="list-style-type: none"> ・物価上昇は加味しない。 ・経営戦略策定及び事業計画業務委託料は、5年おきに令和6年度予算額を計上する。
	減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度までに取得済の既取得額については、償却予定額とする。 ・新規取得資産については、減価償却費を算定する。 ・土木建築施設に関わる耐用年数は、50年とする。 ・機械電気設備に関わる耐用年数は、20年とする。
営業外費用	支払利息	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度までに借入済の既往債は、予定額を計上 ・新規債は、借入条件を設定し企業債償還額を算定する(借入条件は、元金償還金と同様とする)。

項目	将来の設定条件
5.資金収支	
営業外収益 他会計補助金のうち基準外	<ul style="list-style-type: none"> ・現金の移動を伴わない収入と支出を除いて不足する額を、収益的収支の他会計補助金（基準外）として計上する。 ・歳出に対して歳入不足が発生しないように、歳入額の方が500千円多くなるように他会計補助金で調整する。

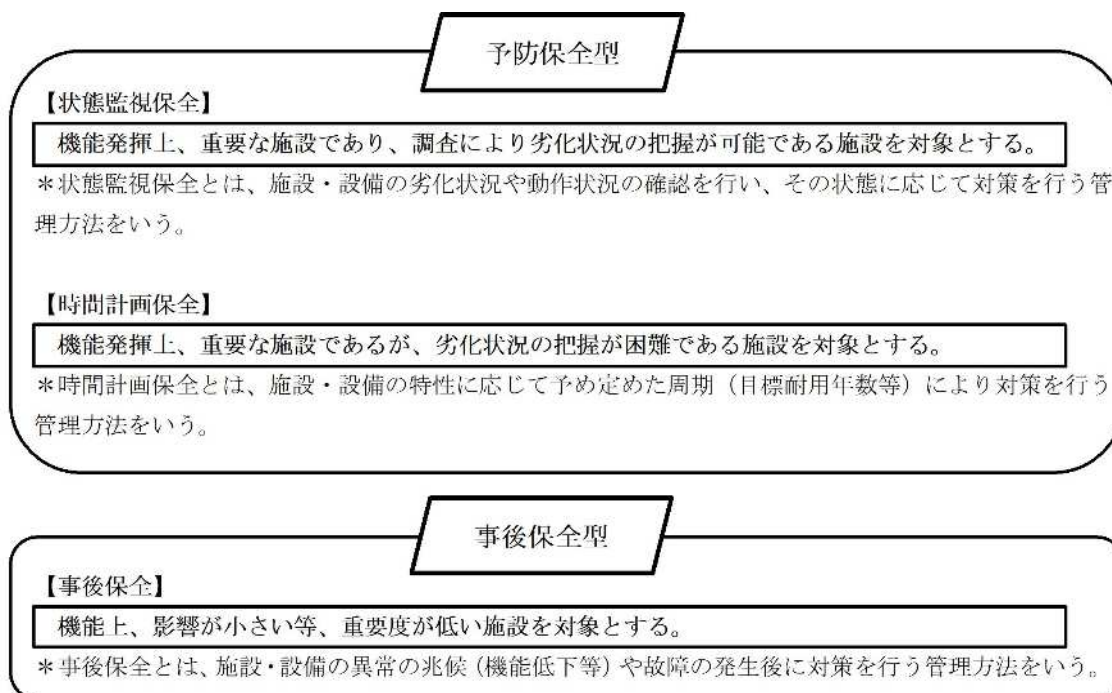
5.1 今後の施設の改築・更新予定

5.1.1 処理場・マンホールポンプ設備

令和5年度に策定したストックマネジメント計画は、令和6年度（2024年）から令和56年度（2074年）までの50年間で処理場・マンホールポンプ設備の改築更新費用が整理されている。

施設の建設改良については、令和5年度策定のストックマネジメント計画により、下水道施設のリスク評価を踏まえ、施設管理の目標及び長期的な改築事業のシナリオを設定し、下水道ストックマネジメント実施の基本方針を以下のように定めている。

限られた人員や予算の中で効果的に予防保全型の施設管理を行っていくため、各設備の特性から、処理機能や予算への影響を考慮し、重要度が高い設備に対し、予防保全を実施していく。



北塩原村下水道ストックマネジメント計画（令和6年3月）より

表 5-1 管路施設の管理区分

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管渠・マンホール	・1回/5年の頻度で点検を実施。 ・点検で異状を確認した場合には、調査を実施。	緊急度Ⅱで改築を実施。	腐食のおそれの大きい箇所
管渠・マンホール	・1回/10年の頻度で点検を実施。 ・点検で異状を確認した場合には、調査を実施。	緊急度Ⅰで改築を実施。	上記以外
マンホール蓋	・1回/7年の頻度で点検を実施。 ・点検で異常を確認した場合には、調査を実施。	緊急度Ⅱで改築を実施。	腐食のおそれの大きい箇所
マンホール蓋	・1回/10年の頻度で点検を実施。 ・点検で異状を確認した場合には、調査を実施。	緊急度Ⅰで改築を実施。	上記以外
マンホールポンプ	1回/7年の頻度で分解調査を実施。	健全度2以下で改築を実施。	

北塩原村下水道ストックマネジメント計画（令和6年3月）より

表 5-2 処理場・ポンプ場施設の管理区分

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
躯体	1回/10年の頻度で一次調査を実施 一次調査で異状が確認された場合に 二次調査を実施	健全度2以下で改築を実施	
内部防食	1回/10年の頻度で調査を実施	健全度2以下で改築を実施	
仕上	1回/10年の頻度で調査を実施	健全度2以下で改築を実施	外装 屋根仕上げ
建具	1回/10年の頻度で調査を実施	健全度2以下で改築を実施	外部建具
沈砂池設備	1回/5年の頻度で調査を実施	健全度2以下で改築を実施	
ポンプ設備	1回/5年の頻度で調査を実施	健全度2以下で改築を実施	
水処理設備	1回/5年の頻度で調査を実施	健全度2以下で改築を実施	
汚泥処理設備	1回/5年の頻度で調査を実施	健全度2以下で改築を実施	
高度処理設備	1回/5年の頻度で調査を実施	健全度2以下で改築を実施	

北塩原村下水道ストックマネジメント計画（令和6年3月）より

a) 予防保全型分の事業費

ストックマネジメント計画による予防保全設備の改築更新費のシナリオは、表 5-3 としている。

令和 7 年度から 16 年度は、実施計画で具体的な更新機器と更新費用が整理済である。

令和 17 年度以降は、シナリオ 13 に定める平準化額にて長期計画を整理する。

令和 17 年から 21 年：2.5 億円/年（5 年間）

令和 22 年から 26 年：2.0 億円/年（5 年間）

令和 27 年から 41 年：1.0 億円/年（5 年間）

令和 42 年から 61 年：1.5 億円/年（20 年間）

令和 62 年から 66 年：1.0 億円/年（5 年間）

表 5-3 シナリオ 13（採用値）

項目	投資上限額(円/年)	総額事業費 (億円)	年間事業費 (億円/年)	投資額上限に 対する余剰金 (億円)	健全度 2以下の割合	健全度 1以下の割合	リスク累計
シナリオ13	1.0億→1.5億→2.0億→2.5億 →2.0億→1.0億→1.5億→1.0億 (2年→3年→5年→5年→5年→5年→20年→5年)	75	1.5	3.8	19.5%	5.8%	10,250

- ・ 村の予算限度額と整合が図られたシナリオである。
- ・ 2040 (R22) 年度以降は、健全度 1 の資産がなく安定した施設管理が可能となる。
- ・ 50 年間の健全度 2.0 以下割合の平均が 2 割以下に抑えられる。
- ・ 年間事業費が費用対効果の高い上限金額内（2.0 億円）に収まる。
- ・ 単年の投資額を抑えられる。
- ・ 投資額上限に対する余剰金が抑えられる。

北塩原村公共下水道ストックマネジメント計画（令和 6 年 3 月）より

b) 事後保全型分の事業費

ストックマネジメント計画による事後保全設備の改築更新費は、50 年間で必要な約 18.7 億円を 50 年間で割り戻し、1 年につき必要な金額を算出して、その金額を毎年計上する考え方としている。

事後保全設備：38 百万円/年

5.1.2 管路・マンホール蓋について

管路施設については、ストックマネジメント計画が無いため、本計画内で独自に設定する。

a) 管路施設の点検・調査

管路施設は、全長 59km（マンホール 1830 基）のうち、塩ビ管が大部分を占め、約 2km がヒューム管である。

ヒューム管をカメラ調査した結果、腐食が激しいことが分かったため、令和 7 年年度から 8 年度で改築更新を行い、その後は下水道法に基づき 5 年に 1 回点検調査を行うこととした。

改築更新費用：160,000 千円（令和 7 年～8 年）

カメラ調査：20,000 千円（令和 6 年以降、5 年ごとに計上）

b) マンホール蓋

マンホールは 3 処理区において 1,830 基設置しており、マンホール調査の結果を踏まえ、劣化状況の悪いマンホール蓋から優先的に更新する。

マンホール蓋の交換：4,500 千円/年（500 千円/箇所×9 箇所）

5.1.3 投資額のまとめ

今後の建設改良費の考え方を表 5-4、表 5-5 に示す。

表 5-4 建設改良費や日常的な修繕費の考え方

施設	内容
○管路施設	
点検・調査費	5 年ごとに点検・調査を実施
マンホール蓋	マンホール調査の結果を踏まえ、劣化状況が悪い蓋から優先的に更新する。
○処理場・マンホールポンプ設備	
処理場修繕及び更新費	・令和 7 年度から令和 16 年度は、下水道ストックマネジメント計画（改定 R6.3 策定）のとおりとする。 ・令和 17 年度以降はストックマネジメント計画のシナリオ 13 のとおりとする。

表 5-5 施設の点検調査並びに改築・更新費

(千円)

①ストックマネジメント計画 1	単位	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
状態監視保全												
マンホールポンプ_修繕	千円								5,100	11,900		
処理場_修繕	千円					4,100	9,700		13,900	32,400	10,700	25,100
処理場_更新_土木	千円						32,800	49,200				
処理場_更新_機械電気	千円								10,200	24,000	8,600	20,100
実施設計_処理場施設	千円	20,000			6,700			19,000		27,000		
時間計画保全												
マンホールポンプ_修繕	千円								33,200	77,700		
処理場_更新_機械電気	千円			67,400	157,100	91,600	216,700	4,600	30,300	70,700	128,700	300,300
実施計画以降												
処理場_更新_機械電気	千円											
処理場_更新_土木	千円											
合計		20,000	0	67,400	163,800	95,700	259,200	72,800	92,700	243,700	148,000	345,500
②ストックマネジメント計画 2	単位	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
事後保全												
処理場_更新_機械電気	千円	33,360	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000
マンホールポンプ_修繕 (単独)	千円	12,309										
処理場_更新 (単独)	千円	2,782										
処理場_修繕 (単独)	千円	18,269										
③管路施設	単位	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
管路施設_点検・調査	千円	20,000					20,000					20,000
管路の更新費 (HP管)	千円		80,000	80,000								
マンホール蓋_更新	千円		4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
合計		20,000	84,500	84,500	4,500	4,500	24,500	4,500	4,500	4,500	4,500	24,500
④その他工事	単位	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
処理場_修繕 (純単)	千円	579										
合計	千円	73,939	122,500	189,900	206,300	138,200	321,700	115,300	135,200	286,200	190,500	408,000

令和7年度から令和16年度の投資額とその財源は、以下のとおりである。

表 5-6 投資額（令和7年から令和16年）

	単位	R07~R16	
		投資額	割合
工事請負費	千円	2,113,800	100.00%
老朽化対策分（ストマネ）	千円	1,868,800	88.41%
管路施設_点検・調査	千円	40,000	1.89%
管路の更新費（HP管）	千円	160,000	7.57%
マンホール蓋_更新	千円	45,000	2.13%

(百万円)

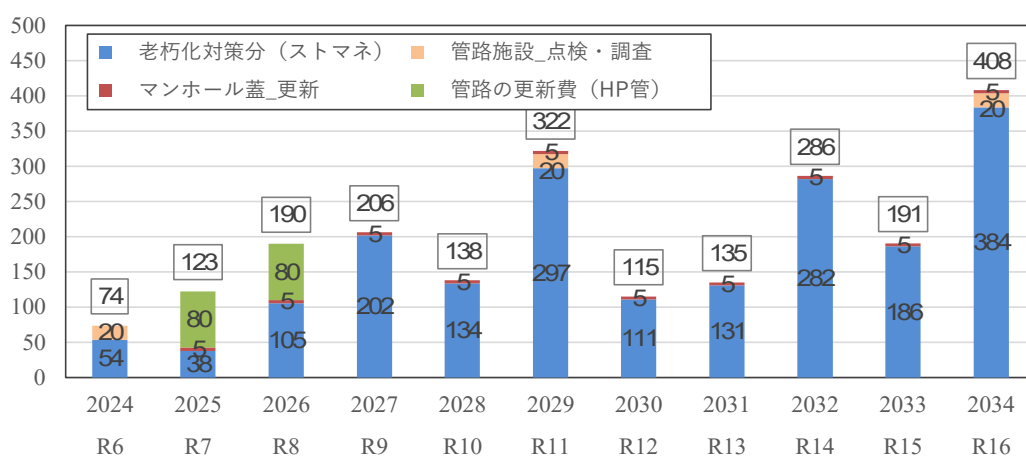


図 5-1 投資額の推移（令和7年から令和16年）

(百万円)

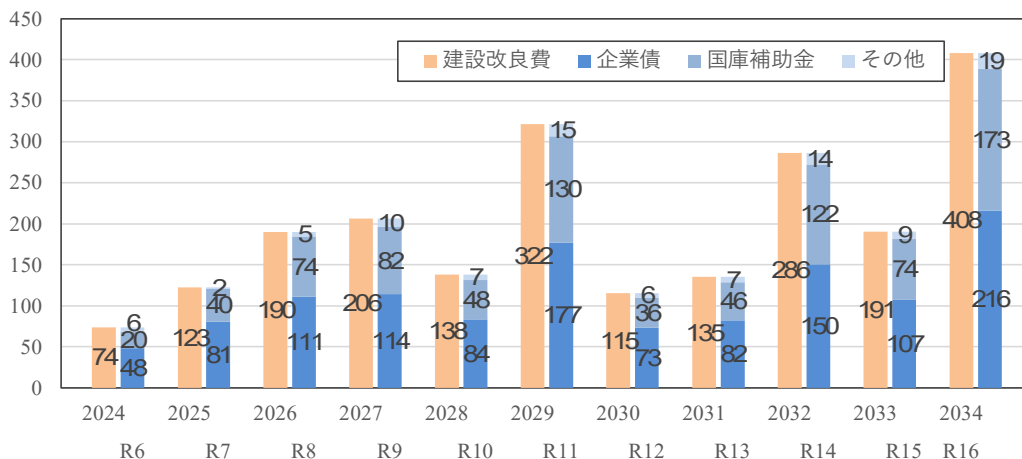


図 5-2 投資額と財源の推移（令和7年から令和16年）

5.2 収益的収支の状況

収入は、一般会計繰入金、長期前受金戻入金、使用料収入等である。

人口減少に伴い使用料収入は、減少傾向であるが、一般会計繰入金により収支均衡予算としており、令和16年度までは概ね費用の増減に合わせて推移する。

支出では、処理場の維持管理費や資本費（減価償却費及び企業債利息）のほか、定期的に見込まれる各種計画策定の委託費等である。

支出に対して収入が不足する額は、一般会計繰入金の基準外繰入金で調整する。

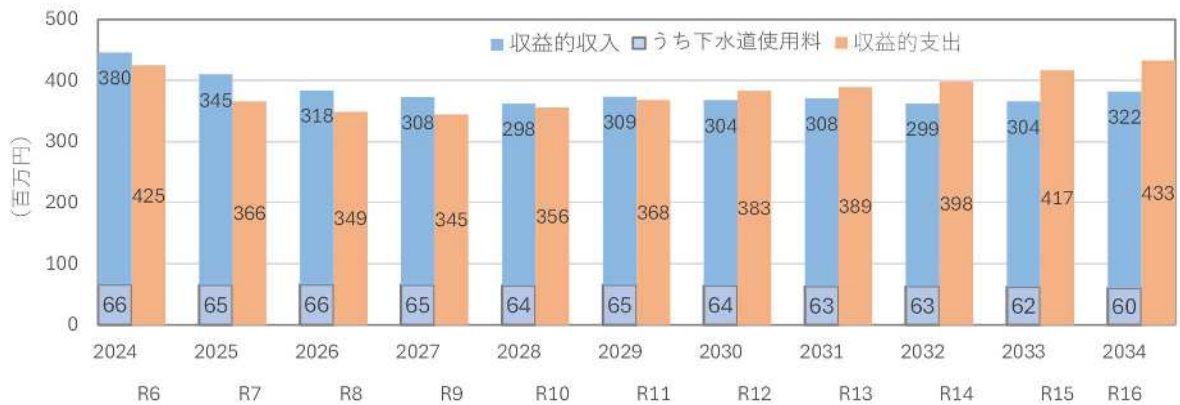


図 5-3 収益的収支の見通し

令和12年以降は、赤字予算となる見込みである。

赤字予算となる原因は、減価償却費（現金支出を伴わない費用）が企業債の元金償還金より大きくなるためである。

当村の予算は、一般会計繰入金により現金ベースで収支均衡予算としており、減価償却費（長期前受金戻入額を控除後）と元金償還金の差額が赤字の原因である。

ただし、現金ベースでは収支均衡しており、事業運営上の問題はない。

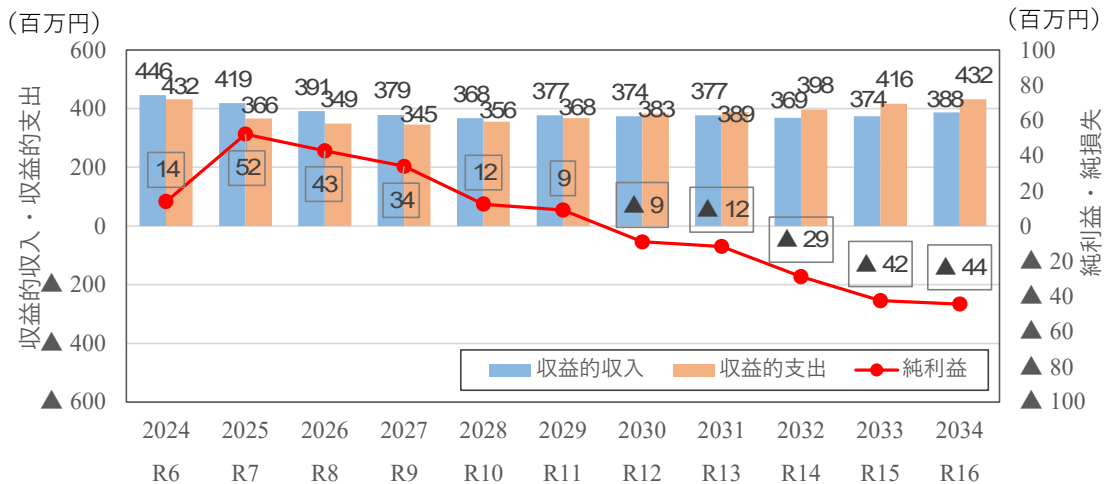


図 5-4 収益的収支と純利益（純損失）

維持管理費の大部分は、処理場費が占めている。

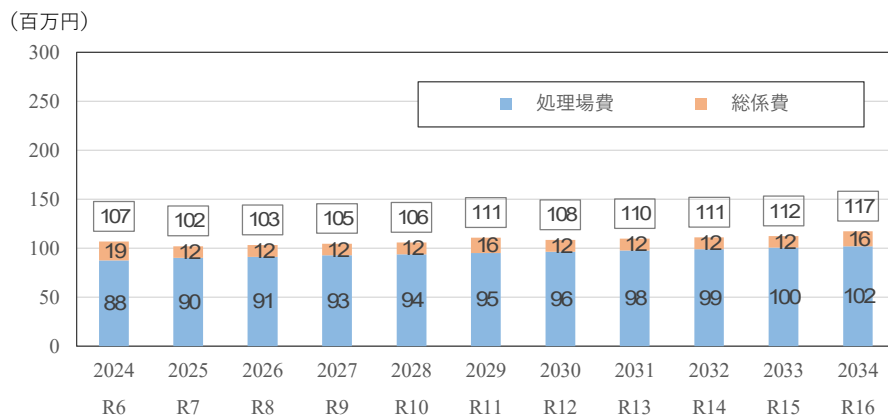


図 5-5 維持管理費の見通し

減価償却費は、令和 9 年以降増加に転じている。

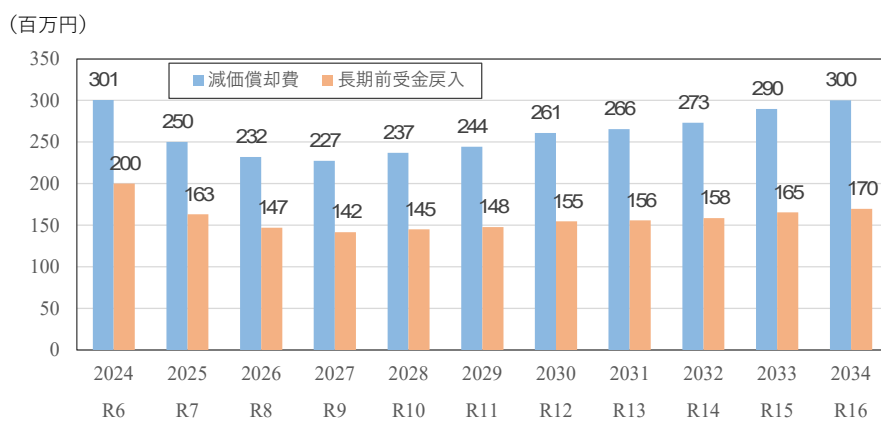


図 5-6 減価償却費と長期前受金戻入額

企業債利息は、令和 11 年以降増加に転じている。

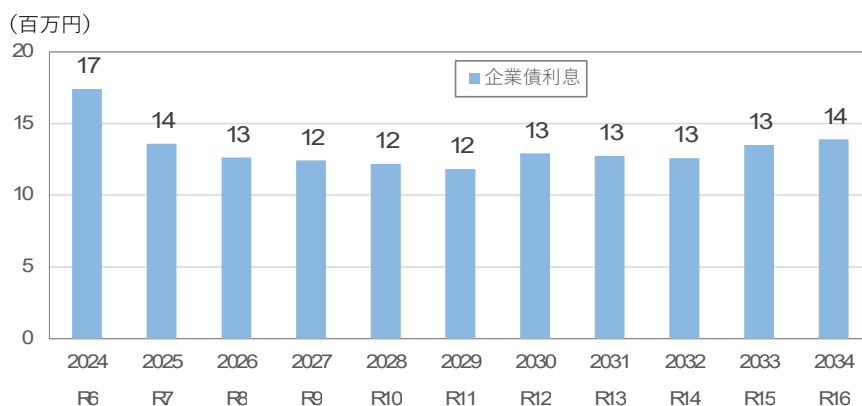


図 5-7 企業債利息の見通し

当村の予算は、一般会計繰入金により現金ベースで収支均衡予算としており、令和12年度以降は、支出が収入を上回っている。

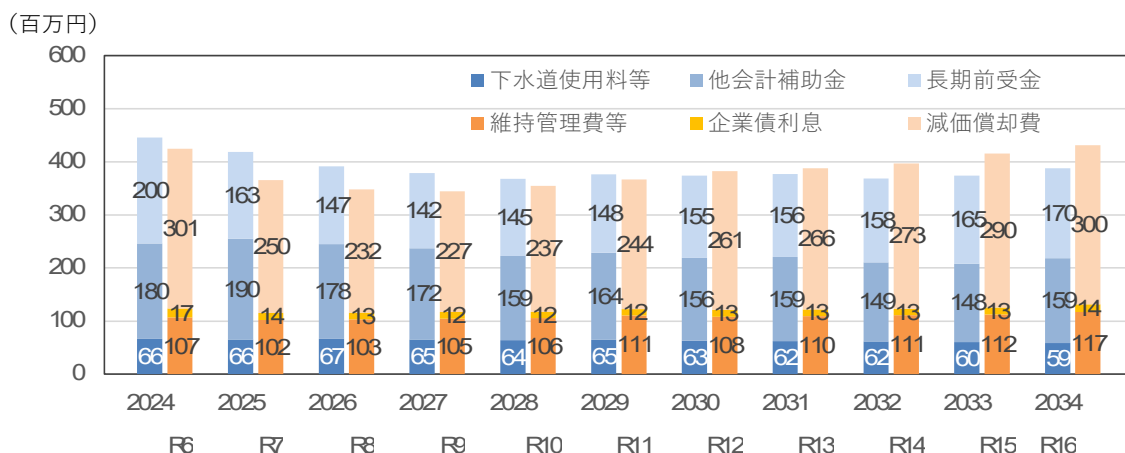


図 5-8 収支見通し (項目別)

損益勘定留保資金とは、毎年発生する減価償却費から長期前受金戻入額を控除したものである。

一般会計繰入金（基準外）を計算する際に、現金支出のために必要な額として、元金償還額に対する収入不足分は計上することとなるが、それを超える部分について一般会計から基準外繰入を行わない場合は、赤字予算となる。

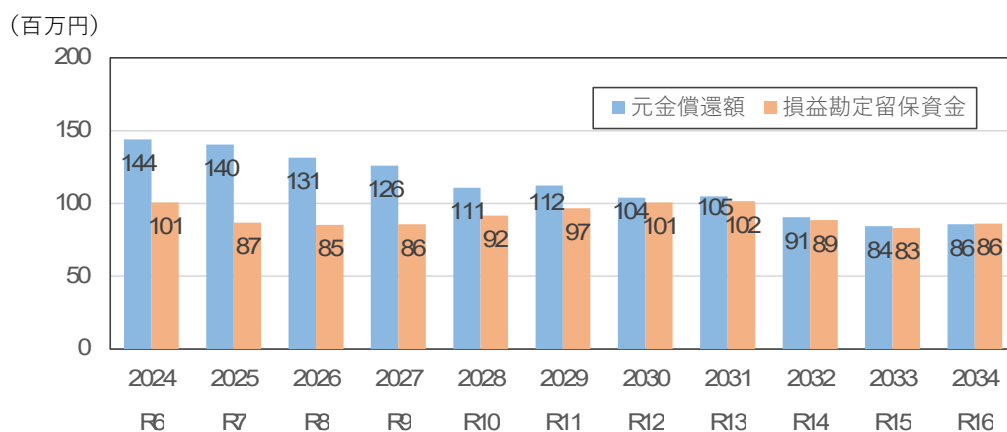


図 5-9 元金償還額と損益勘定留保資金の関係

また、令和7年度から令和11年度の期間は、企業債の償還が減価償却費（長期前受金戻入額を控除後）を超えており、資本費平準化債による対応が認められているが、当村では資本費平準化債を活用しないこととした。

5.3 資本的収支の状況

支出のうち建設改良費は、年度ごとにバラツキがあるが、汚水管渠の改築更新計画やストックマネジメント計画に基づき投資額を定めている。

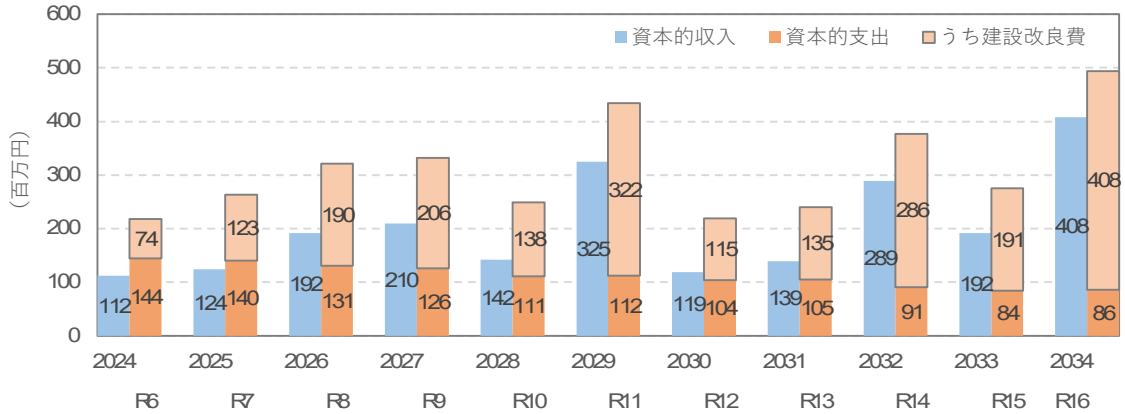


図 5-10 資本的収支の見通し

建設改良費の財源は、主に企業債や国庫補助金等を充当し、不足分は一般会計繰入金で補填する計画とする。

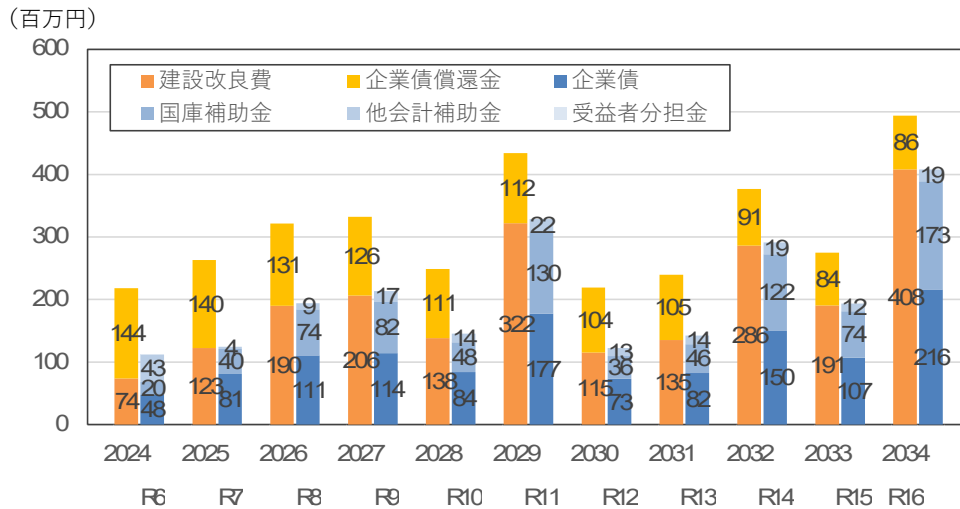


図 5-11 資本的収支の見通し (項目別)

元金償還額の部分は、損益勘定留保資金と当年度の純利益で補填する。

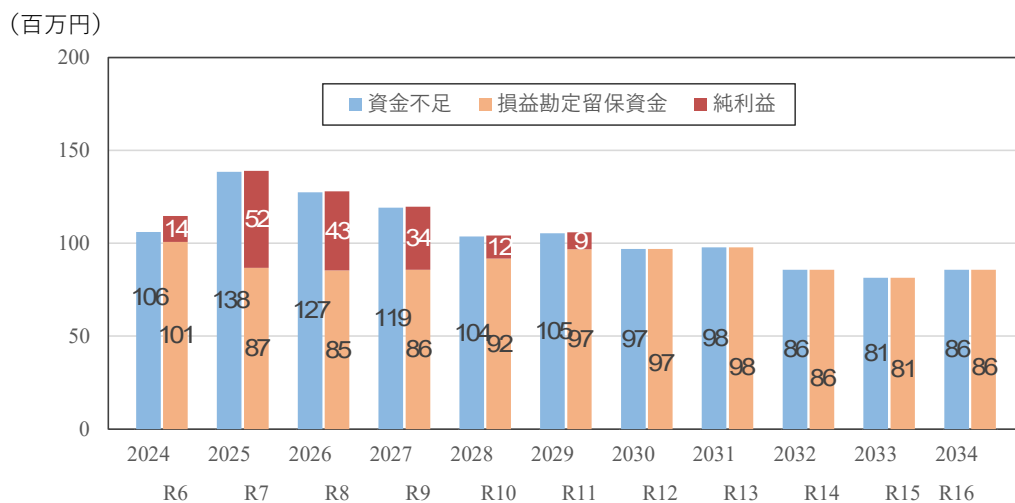


図 5-12 元金償還額と財源

5.4 企業債残高の状況

元金償還額より企業債の新規借入が少ない年度が多いため、企業債の残高はあまり増加しない。

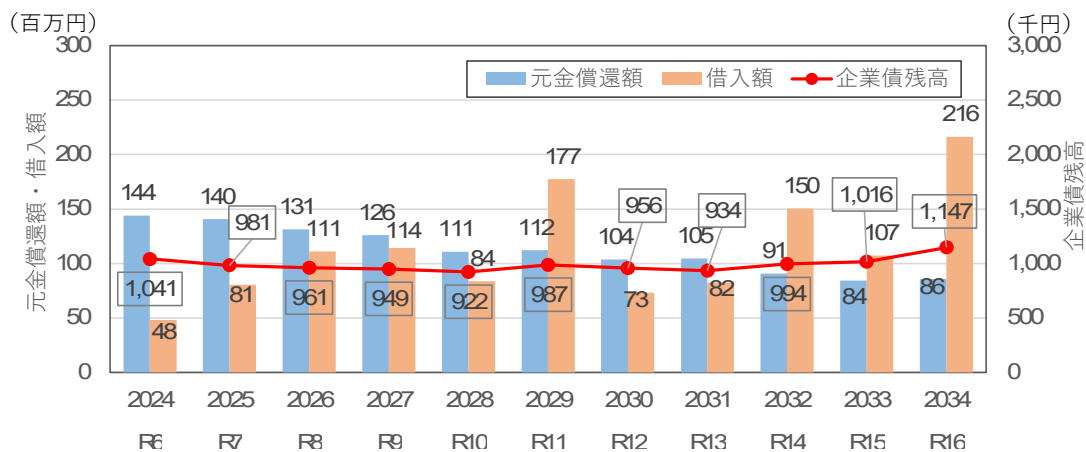


図 5-13 企業債残高の推移

5.5 一般会計繰入金の状況

一般会計繰入金のうち基準内繰入金は、繰入基準により見込む。

一般会計繰入金のうち基準外繰入金は、現金ベースの収入と支出の差額により見込む。

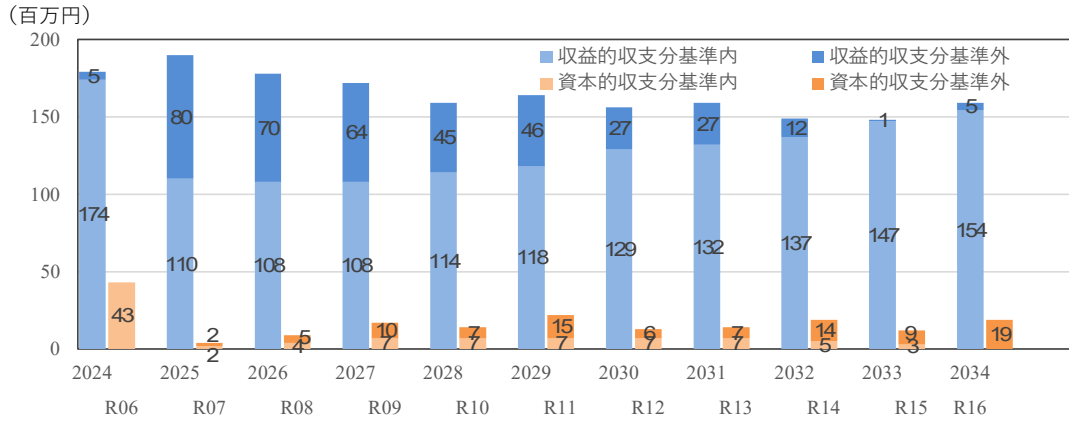


図 5-14 一般会計繰入金の推移

基準内繰入金の大部分は、分流式下水道経費に関わる繰入と高資本対策経費に関わる繰入である。

表 5-7 一般会計繰入金の内訳

(千円)

区 分	年 度					
	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分	179,744	189,752	177,821	171,914	158,864	164,138
うち基準内繰入金	174,378	110,088	107,607	107,831	113,589	118,202
うち基準外繰入金	5,366	79,664	70,214	64,083	45,275	45,936
資本的収支分	43,400	3,900	9,300	17,100	13,600	21,800
うち基準内繰入金	43,400	2,000	4,000	7,000	7,000	7,000
うち基準外繰入金		1,900	5,300	10,100	6,600	14,800
合 計	223,144	193,652	187,121	189,014	172,464	185,938

区 分	年 度				
	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分	155,864	159,163	148,713	147,931	159,143
うち基準内繰入金	128,894	132,194	137,110	147,337	154,149
うち基準外繰入金	26,970	26,969	11,603	594	4,994
資本的収支分	12,600	13,500	19,000	12,300	19,100
うち基準内繰入金	7,000	7,000	5,000	3,000	
うち基準外繰入金	5,600	6,500	14,000	9,300	19,100
合 計	168,464	172,663	167,713	160,231	178,243

収益的収支の基準外繰入金の大部分は、維持管理費に対して使用料収入が不足する部分と、元金償還金に対し減価償却費（長期前受金戻入額を控除後）を超える部分への繰入である。

資本的収支の基準外繰入金は、建設改良に対し、企業債、国庫補助金を充ててもなお不足する額に対する繰入である。

5.6 汚水処理原価と経費回収率の状況

下水道使用料は、基本使用料の改定で若干上昇するが概ね横ばいで推移する。

汚水処理費は、物価上昇等の影響を考慮し増加の見込みである。また、人口減少を受けて有収水量が減少するため、下がる費用もあるが、結果として経費回収率は令和14年度までは概ね60%台、令和15年度以降は50%台で推移する見込みである。

当村の維持管理費は、150円/m³を超えており、資本費の全額が基準内繰入（分流式下水道経費に関わる繰入）である。

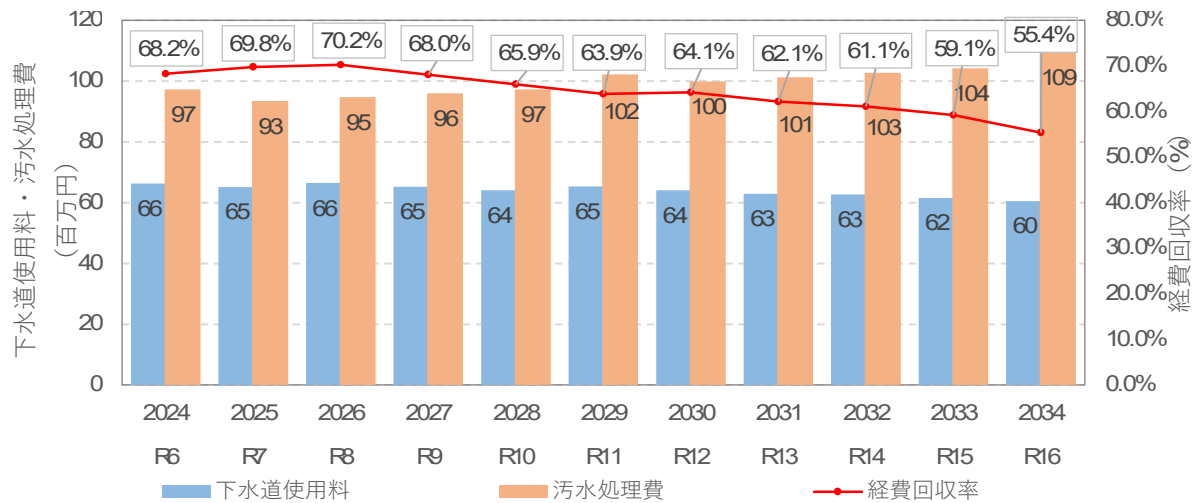


図 5-15 汚水処理原価と経費回収率の見通し

維持管理費の大部分は、処理場費である。処理場費のうち、動力費と委託費が大部分を占める。

動力費と薬品費は、総処理水量の増減により増減する費用である。

その他の費用は、総処理水量の増減による影響はないと仮定する。

動力費と委託費には、2%の物価上昇を見込む。

表 5-8 処理場費の内訳

	単位	R7~R16		備考
		費用	割合	
処理場費	千円	968,241	100.0%	
動力費	千円	184,467	19.1%	水量に比例する費用
薬品費	千円	22,935	2.4%	水量に比例する費用
委託費	千円	667,289	68.9%	
修繕費	千円	45,460	4.7%	
その他	千円	48,090	5.0%	

動力費と委託費について、物価上昇の影響を検討する。

○処理場費のうち処理水量に比例する費用について

総処理水量に比例する費用（動力費）については、物価上昇の影響が、人口減少により打ち消され、処理原価の上昇にあまり影響を及ぼさない状況である。

表 5-9 有収水量に比例する費用（動力費と薬品費）の見通し

	10 年後 R17	20 年後 R27	30 年後 R37	40 年後 R47	50 年後 R56
2%物価上昇した場合 (R5:1.00)	1.21	1.49	1.81	2.21	2.69
総処理水量 (R5: 1.00)	0.80	0.67	0.56	0.47	0.40
1m ³ 当たりの費用 (R5: 1.00)	0.97	1.00	1.01	1.05	1.08

○処理場のうち委託費について

処理場に関わる委託費は、①消防設備保守点検業務委託料、②電気設備保守点検業務委託料、③処理施設運転管理業務委託料、④汚泥処分業務委託料、⑤脱水汚泥運搬処分委託料である。

委託費は、物価上昇による影響が大きい。

当村の公共下水道事業は、平成 9 年度から平成 14 年度の期間で相次いで供用開始しており、令和 29 年（2047 年）から令和 34 年（2052 年）の期間で供用開始から 50 年を迎えるため、土木建築施設のリニューアル時に処理能力を含めて検討する必要がある。

また、維持管理を大きく見直す機会となる。

■収益的収支

(単位:千円, %)

区 分		年 度	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		2024年度 法適 税抜額 (予算)	2025年度 法適 税抜額 (推計値)	2026年度 法適 税抜額 (推計値)	2027年度 法適 税抜額 (推計値)	2028年度 法適 税抜額 (推計値)	2029年度 法適 税抜額 (推計値)	2030年度 法適 税抜額 (推計値)	2031年度 法適 税抜額 (推計値)	2032年度 法適 税抜額 (推計値)	2033年度 法適 税抜額 (推計値)	2034年度 法適 税抜額 (推計値)	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	66,497	65,819	66,943	65,530	64,116	65,030	63,563	62,281	61,908	60,605	59,303	
	(1) 料 金 収 入	66,312	65,634	66,758	65,345	63,931	64,845	63,378	62,096	61,723	60,420	59,118	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他	185	185	185	185	185	185	185	185	185	185	185	
	2. 営 業 外 収 益	379,631	352,844	324,537	313,577	303,894	311,791	310,412	314,853	307,158	313,364	328,656	
	(1) 補 助 金	179,744	189,752	177,821	171,914	158,864	164,138	155,864	159,163	148,713	147,931	159,143	
	他 会 計 補 助 金	179,744	189,752	177,821	171,914	158,864	164,138	155,864	159,163	148,713	147,931	159,143	
	そ の 他 補 助 金												
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	199,884	163,092	146,716	141,663	145,030	147,653	154,548	155,690	158,445	165,433	169,513	
	(3) そ の 他	3											
	収 入 計 (C)	446,128	418,663	391,480	379,107	368,010	376,821	373,975	377,134	369,066	373,969	387,959	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	407,181	351,995	335,318	331,913	342,538	355,048	369,188	375,145	384,342	402,024	417,555
		(1) 職 員 給 与 費	5,340	5,340	5,340	5,340	5,340	5,340	5,340	5,340	5,340	5,340	5,340
基 本 給 与 費		2,549	2,549	2,549	2,549	2,549	2,549	2,549	2,549	2,549	2,549	2,549	
退 職 給 付 費		350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	
そ の 他		2,441	2,441	2,441	2,441	2,441	2,441	2,441	2,441	2,441	2,441	2,441	
(2) 経 費		101,336	96,789	97,992	99,207	100,438	105,319	102,942	104,275	105,628	107,001	112,033	
動 力 費		18,279	17,682	17,663	17,634	17,600	17,555	17,499	17,488	17,467	17,440	17,408	
委 託 費		70,510	64,688	65,910	67,156	68,425	73,357	71,044	72,392	73,766	75,168	80,237	
修 繕 費		2,600	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	4,546	
そ の 他		9,947	9,873	9,873	9,871	9,867	9,861	9,853	9,849	9,849	9,847	9,842	
(3) 減 価 償 却 費		300,505	249,866	231,986	227,366	236,760	244,389	260,906	265,530	273,374	289,683	300,182	
(4) 資 産 減 耗 費													
2. 営 業 外 費 用		17,474	14,473	13,506	13,311	13,059	12,689	13,787	13,610	13,448	14,367	14,776	
(1) 支 払 利 息	17,397	13,589	12,623	12,430	12,180	11,811	12,912	12,736	12,575	13,495	13,906		
(2) そ の 他	77	884	883	881	879	878	875	874	873	872	870		
支 出 計 (D)	424,655	366,468	348,824	345,224	355,597	367,737	382,975	388,755	397,790	416,391	432,331		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	21,473	52,195	42,656	33,883	12,413	9,084	△ 9,000	△ 11,621	△ 28,724	△ 42,422	△ 44,372		
特 別 利 益 (F)													
特 別 損 失 (G)	7,529												
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 7,529												
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	13,944	52,195	42,656	33,883	12,413	9,084	△ 9,000	△ 11,621	△ 28,724	△ 42,422	△ 44,372		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	8,578	9,078	9,578	10,078	10,578	11,078	2,078	△ 9,543	△ 38,267	△ 80,689	△ 125,061		
流 動 資 産 (J)													
うち 未 収 金													
流 動 負 債 (K)													
うち 建 設 改 良 費 分													
うち 一 時 借 入 金													
うち 未 払 金													
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)									△ 15	△ 62	△ 133	△ 211	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	66,497	65,819	66,943	65,530	64,116	65,030	63,563	62,281	61,908	60,605	59,303		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)													

■資本的収支

(単位:千円)

区 分		年 度										
		本年度 2024年度 法適 税込額 (予算)	令和7年度 2025年度 法適 税込額 (推計値)	令和8年度 2026年度 法適 税込額 (推計値)	令和9年度 2027年度 法適 税込額 (推計値)	令和10年度 2028年度 法適 税込額 (推計値)	令和11年度 2029年度 法適 税込額 (推計値)	令和12年度 2030年度 法適 税込額 (推計値)	令和13年度 2031年度 法適 税込額 (推計値)	令和14年度 2032年度 法適 税込額 (推計値)	令和15年度 2033年度 法適 税込額 (推計値)	令和16年度 2034年度 法適 税込額 (推計値)
資本的 収入	1. 企業債	48,100	80,600	110,900	114,300	83,700	177,300	73,300	82,300	150,300	107,200	216,100
	うち資本費平準化債											
	2. 他会計出資金											
	3. 他会計補助金	43,400	3,900	9,300	17,100	13,600	21,800	12,600	13,500	19,000	12,300	19,100
	4. 他会計負担金											
	5. 他会計借入金											
	6. 国(都道府県)補助金	20,000	40,000	73,700	81,900	47,900	129,600	36,400	46,400	121,900	74,000	172,800
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工事負担金	411										
	9. その他											
	計 (A)	111,911	124,500	193,900	213,300	145,200	328,700	122,300	142,200	291,200	193,500	408,000
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純計 (A)-(B) (C)	111,911	124,500	193,900	213,300	145,200	328,700	122,300	142,200	291,200	193,500	408,000
資本的 支出	1. 建設改良費	73,939	122,500	189,900	206,300	138,200	321,700	115,300	135,200	286,200	190,500	408,000
	うち職員給与費											
	2. 企業債償還金	143,959	140,469	131,426	126,086	110,643	112,320	103,858	104,719	90,705	84,328	85,797
	3. 他会計長期借入返還金											
	4. 他会計への支出金											
5. その他												
	計 (D)	217,898	262,969	321,326	332,386	248,843	434,020	219,158	239,919	376,905	274,828	493,797
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	105,987	138,469	127,426	119,086	103,643	105,320	96,858	97,719	85,705	81,328	85,797
補填財源	1. 損益勘定留保資金	100,621	86,774	85,270	85,703	91,730	96,736	96,858	97,719	85,705	81,328	85,797
	2. 利益剰余金処分額	5,366	51,695	42,156	33,383	11,913	8,584					
	3. 繰越工事資金											
	4. その他											
	計 (F)	105,987	138,469	127,426	119,086	103,643	105,320	96,858	97,719	85,705	81,328	85,797
	補填財源不足額 (E)-(F)											
	他会計借入金残高 (G)											
	企業債残高 (H)	1,041,095	981,226	960,700	948,914	921,971	986,951	956,393	933,974	993,569	1,016,441	1,146,744

○他会計繰入金

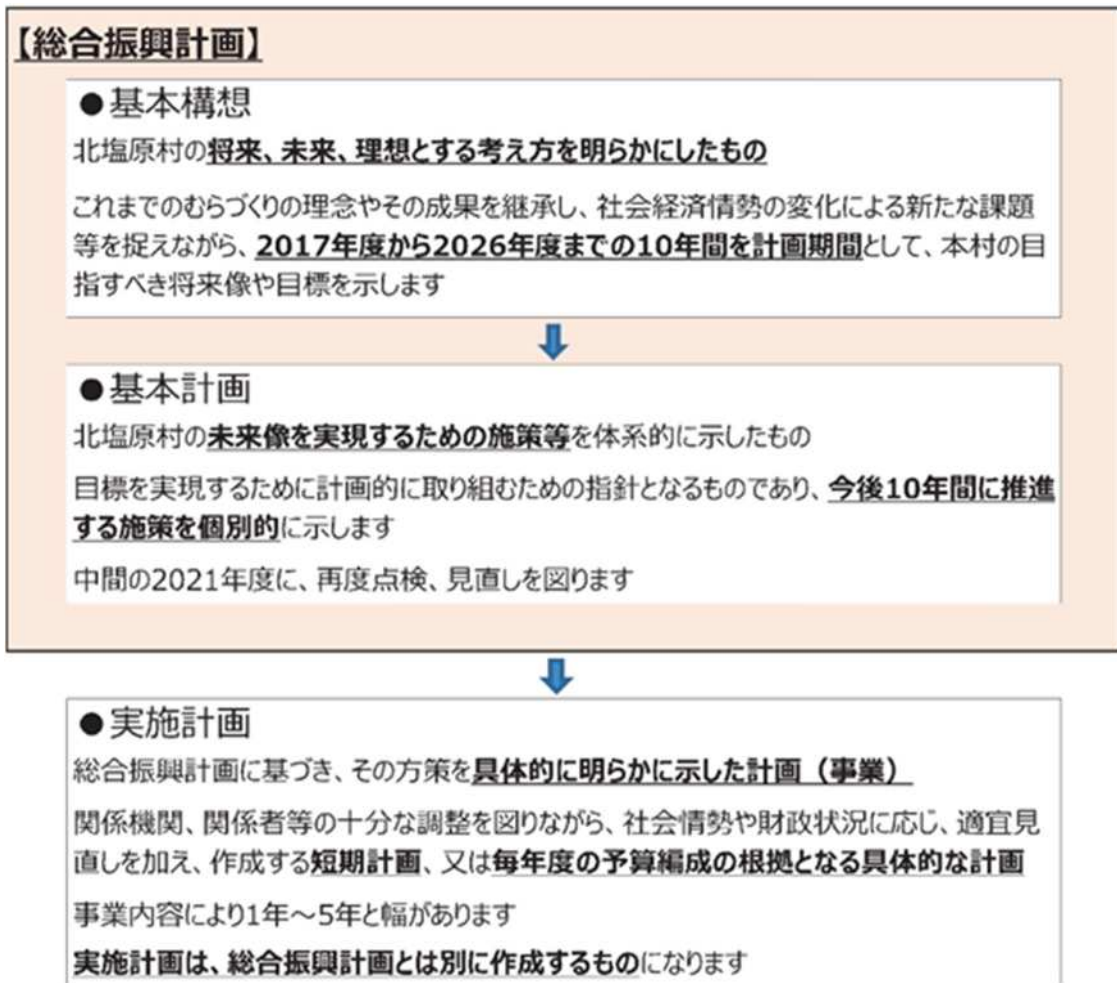
(単位:千円)

区 分		年 度										
		本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的 収支分		179,744	189,752	177,821	171,914	158,864	164,138	155,864	159,163	148,713	147,931	159,143
	うち基準内繰入金	174,378	110,088	107,607	107,831	113,589	118,202	128,894	132,194	137,110	147,337	154,149
	うち基準外繰入金	5,366	79,664	70,214	64,083	45,275	45,936	26,970	26,969	11,603	594	4,994
資本的 収支分		43,400	3,900	9,300	17,100	13,600	21,800	12,600	13,500	19,000	12,300	19,100
	うち基準内繰入金	43,400	2,000	4,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	5,000	3,000	
	うち基準外繰入金		1,900	5,300	10,100	6,600	14,800	5,600	6,500	14,000	9,300	19,100
	合計	223,144	193,652	187,121	189,014	172,464	185,938	168,464	172,663	167,713	160,231	178,243

6 経営の基本方針

6.1 上位計画における下水道事業の整備方針

平成 29 年（2017）3 月に策定した「第五次総合振興計画」では、目指すべき将来像や目標を以下のように示している。



総合振興計画において、下水道事業は以下の方針を定めている。

- 下水道施設の長寿命化を進め、下水道未接続への加入を推進する。
- 複数ある処理施設の合理的な運営に努める。



- 適正な汚水処理体制の維持管理
下水道設備の長寿命化を進めるとともに、下水道未接続者への加入を推進し、環境保全を図る。
複数ある処理場施設の合理的な運営にも努め、維持管理費の低減と汚水処理体制の効率化を図る。
- 下水道設備の管理、老朽設備の更新

6.2 広域化・共同化計画の取組

令和5年3月に福島県が汚水処理事業の持続可能な事業運営を目的として「福島県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定している。当村は会津方部に属し、「システム整備等の維持管理の共同化」と「ソフト面の共同化」として、人材育成や各種計画業務、災害時対応、下水道PR・広報活動の共同化の計画及びロードマップを示している。

<システム整備等の維持管理の共同化（市町村間）>



ロードマップ（システム整備等の維持管理の共同化・市町村間）

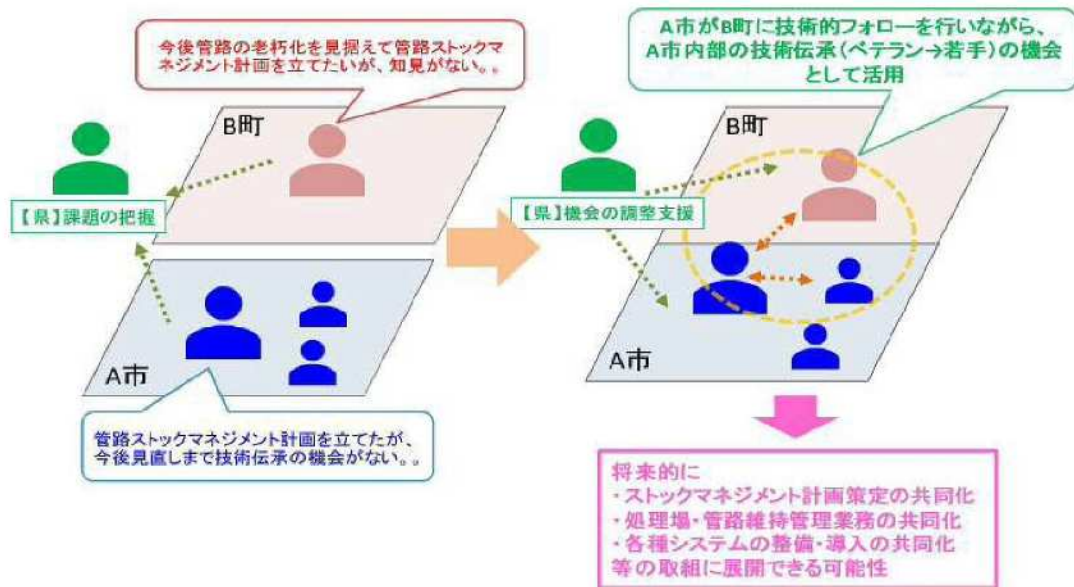
広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
			～2022 （～R4）	短期	中期	長期
				2023～2027 （R5～R9）	2028～2032 （R10～R14）	2033～2052 （R15～R34）
福島県	管路台帳システム整備・保守の共同化（共同発注）	-	-	検討着手		

参考：福島県汚水処理事業広域化・共同化計画（R5.3）より

<ソフト面の広域化・共同化>

取組内容

- 人材育成の共同化（勉強会の共同開催）
- 各種計画業務の共同化（ストックマネジメント計画策定の共同化等）
- 災害時対応の共同化（災害時応援等）
- 下水道PR・広報活動の共同化



<ソフト面の共同化イメージ>

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
			～2022 （～R4）	短期	中期	長期
				2023～2027 （R5～R9）	2028～2032 （R10～R14）	2033～2052 （R15～R34）
（金沢市・野市町）	人材育成の共同化（勉強会の共同開催）	-	金沢市部において勉強会を実施する			

参考：福島県汚水処理事業広域化・共同化計画（R5.3）より

6.3 下水道事業の経営方針

経営分析の課題や「第五次総合振興計画」における下水道事業の方針を踏まえ、下水道事業の経営方針を以下のとおりとする。

- ① 収入の増加
- ② 支出の削減
- ③ 広域化・共同化計画における、ソフトメニューの取組の推進

経営方針を実現するための取組

① 収入の増加

(1) 下水道基本使用料の改定

令和5年度に下水道の基本使用料の1.7倍の値上げを実施し、今後も段階的に基本使用料の改定を実施する。基本使用料の改定に伴い、使用料単価も段階的に増加する。

表 6-1 基本使用料の改定（税抜）

	R5～R7	R8～R10	R11～R13	R14～
基本使用料	2,040 円	2,280 円	2,520 円	2,640 円
基本使用料 の改定率	—	R8/R5 1.12	R11/R5 1.24	R14/R5 1.29
改定後の 使用料単価	172.8 円/m ³	178.2 円/m ³	184.8 円/m ³	187.6 円/m ³

(2) 水洗化促進

今後の人口減少により水洗化率の減少が予想されるが、下水道への未接続の解消に向け、水洗化への取り組みを継続的に行い、水洗化率の維持または向上を図る。

② 支出の削減

(1) 老朽化対策

下水道施設は平成4年の整備開始から約30年を迎えるため、施設の老朽化が進行している。令和5年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、適切に施設の改築及び更新、並びに管渠施設の点検・調査を継続的に実施する。管渠調査の結果、老朽化が認められる箇所は、修繕や改築を行い、破損による道路陥没や汚水の溢水を防止する対策を取る。同時に不明水の発生源対策等に取り組み、不明水の

削減に伴う処理場の運転負荷を低減させ、処理場費の削減を目指す。

マンホール蓋に関しても、管渠施設の点検・調査時に同時に行い、劣化が認められる蓋は、事故防止のため優先的に取り替えを行う。

(2) 包括的民間委託の導入

包括的民間委託は、下水道事業のサービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための委託方式であり、性能発注方式であること、複数年契約であることを基本的な要素としている。処理場・ポンプ場の維持管理のコスト縮減や合理化・高度化に向けた有効な委託手法である包括的民間委託の令和 11 年度からの導入を目指す。

③ 広域化・共同化計画における、ソフトメニューの取組の推進

令和 4 年度に策定された福島県の広域化・共同化計画における、ソフト面の取り組みを推進する。ソフト対策は、施設の統廃合等のハード対策と比較すると定量的な削減効果は得られないが、各種計画等の共同発注や広報活動等の共同化は、職員の人工が削減され、さらには広報活動の PR 効果により接続率の向上にも繋げることができる。

また、人材育成のための勉強会への参加や災害時対応の共同化等、定性的な効果の大きい取り組みを近隣市町村との連携を図りながら推進し、安定的な事業運営を目指していく。

6.4 収支ギャップ解消の施策体系

収支ギャップの解消に向けた取り組みとして、収入の増加を目的とした基本使用料の改定、②支出の削減を目的とした老朽化対策、包括的民間委託の導入、③支出の平準化を体系的に示す。

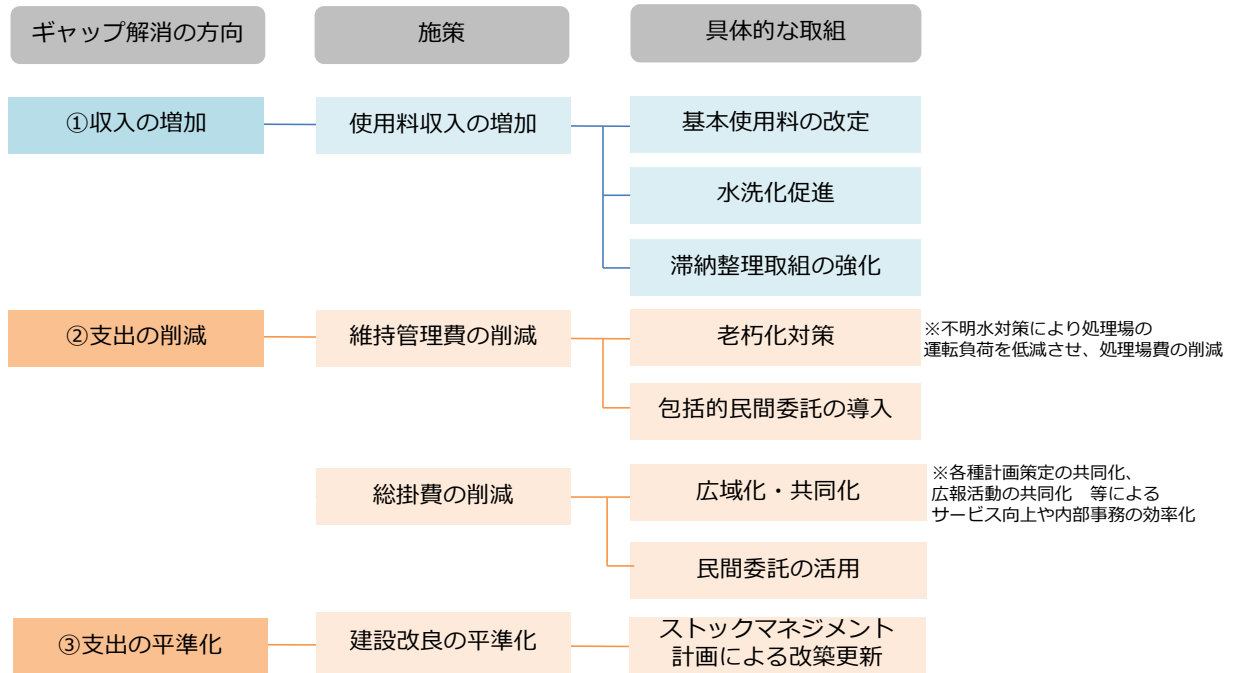


図 6-1 収支ギャップ解消の施策体系

6.5 取組の推進に向けたロードマップ

上述の①から③の取り組みをロードマップに示す。

また、収入の増加と支出の削減は、主要な経営指標の経費回収率において、5年ごとに目標値を設定し管理を行い、達成状況や外部環境等を鑑み、5年に1度検証及び見直しを行う。

表 6-2 取組の推進に向けたロードマップ

項 目	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034
①収入の増加										
(1)下水道基本料金の改定	現行 2,244円	改定 2,508円			改定 2,772円			改定 2,904円		
(2)水洗化促進	未接続者への接続促進									
②支出の削減										
(1)老朽化対策	ストックマネジメント計画に基づく改築・更新の推進									
(2)包括的民間委託の導入					導入予定					
③広域化・共同化の推進	人材育成、各種計画業務、災害時対応、広報・PR活動									
④持続可能な運営	経営戦略の進捗管理									
経営指標の目標値： 経費回収率（R5:54.7%）	69.8%				見直し					見直し
										55.4%

7 経営戦略の事後検証

本経営戦略では、令和7年度（2025）から令和16年度（2034）を計画期間とし、経営戦略に掲げる基本方針と具体的な取り組みの推進に向け、PDCAサイクルにより、継続的な進捗管理を行い、経営改善や計画の見直し等に反映する。見直しについては、5年を目途に行い、必要に応じて目標の見直しなどを行う。

見直しにあたっては、昨今の電力料金を始めとする物価上昇等を鑑み、汚水処理費用の見直しを再検証し、経営の安定化に向けて新たな取り組みを検討していく。



図 7-1 PDCA サイクルによる経営戦略の事後検証